

平成30年6月7日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成30年6月7日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番、村井保夫君、13番、門瀧雄君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間をあわせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

8番、古川幸義です。

通告順に従いまして、質問させていただきます。

最近では、高齢者による重大な交通事故の発生が多く、高齢者は加害者にも被害者にもなる傾向が強く、社会問題にもなる現状であります。

去る、5月28日のニュースでは神奈川県茅ヶ崎市元町の国道1号交差点で、乗用車が横断歩道の歩行者を巻き込みながら脇の歩道に突っ込む事故がありました。

この事故で1人が死亡、3人が軽傷を負う惨事がありました。

神奈川県警は、乗用車を運転していた同市若松町の無職の女性90歳を自動車運転死傷処罰法違反過失運転致死傷の疑いで逮捕する方針と報じられておりました。

女性は調べに対し、信号は赤だったが、歩行者が渡っていなかったので、行けると思い発進した。

しかし、歩行者が渡り始めたのが見えたのでハンドルを切ったと説明しているといいます。

このように、高齢者ドライバーによる事故が各地で多く発生しています。

そのたび、高齢者は免許証返納するべきという声が上がっておりますが、高齢者が免許返納するのは大きなデメリットもあり、苦慮する人が多いので

す。

今回は本町において高齢者が免許返納することによって、別の交通手段をどうやって得るのか、また今現在免許証がなく交通の手段に困っている、いわゆる交通難民について質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

1点目の質問は、高齢者の移動交通はどうすればいいのかについて質問をいたします。

1番目、高齢者を取り巻く現状として、1つ、5年間の高齢者事故及び高齢化率の推移は、また、今後の予測はどうなるのか。

1つ、在宅高齢者の世帯の推移はどうなっているのか。

1つ、高齢者ドライバーの現状はどうなのか、今後はどうなるのか。

1つ、高齢者が関係した交通事故件数は丸亀署管内での結果をお願いしたいと思います。

1つ、アンケート調査を行った結果、町民ニーズはどうなのか。

以上の点について答弁をお願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員ご質問の1点目と2点目について答弁をさせていただきます。

まず1点目の高齢者人口及び高齢化率の推移と今後の予測につきましてですが、平成25年4月1日現在の多度津町の総人口は2万3,975人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は6,704人、高齢化率は28.0%でございます。

今年度、平成30年4月1日現在の総人口は平成25年と比較して441人減で2万3,534人、そのうち65歳以上の高齢者人口は644人増の7,348人、高齢化率は31.2%で3.2ポイント上昇しております。

また、今後の予測ですが、第7期介護保険事業計画を策定する際に推計しましたところ、平成37年度総人口2万2,979人のうち、高齢者人口は7,251人で、高齢率は31.6%と予測し、高齢化率も現状より0.4ポイント上昇を予測しております。

次に、2点目の在宅高齢者の世帯の推移についてですが、在宅高齢者の世帯数は、世帯分離等している世帯がある関係で把握できておりませんが、在宅高齢者の人数は平成25年4月1日現在6,472人で、平成30年4月1日現在は614人増の7,086人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

次に、3点目の高齢者ドライバーの現状はどうなのか、今後はどうなるのかについてでございますが、現在警察署別、市町別の高齢者運転者数についての

公表は行っていないということですが、警察庁の平成29年版全国運転免許統計によりますと、65歳以上の運転免許保有者数は1,818万3,894人であり、全体の22.1%に当たります。

平成26年以降で見ても、平成26年が19.9%、平成27年20.8%、平成28年21.5%と増加傾向にあり、今後も増加傾向にあると考えられます。

次に、4点目の高齢者が関係した丸亀署管内の交通事故件数についてはでございますが、平成29年中の丸亀署管内における交通事故発生件数は1,076件で、そのうち65歳以上の高齢者が関係した交通事故の発生件数は444件でした。

中でも、ドライバー自身が高齢者であった交通事故の発生件数は、272件で全体の25.2%となっています。

次に、5点目のアンケートを行った結果、町民のニーズはどうかについてでございますが、昨年度行ったアンケートでは町内から無作為に2,000世帯を抽出し調査表を郵送した結果、919通、約46%の回答がありました。

その中で「公共交通の何が満たされれば利用したいか」という問いに対しては、「乗降場所までの距離が近い」や、「目的地に直接行けること」を希望する意見が多くなっています。

70歳以上に絞った回答でも同様で、年齢に関係なくバス停等までの移動に不便を感じる、という結果となっています。

また、自宅から乗降場所までの距離に対しては、「自宅前を含む100メートル以内」が38.2%と最も多く、70歳以上に限りますと42.3%とさらに多くなっております。

次に、「乗りかえの回数」について最も多かったものは「0回」であり、これも年齢に関係なく身体的な負担軽減を望む声は多くありました。

これらの回答からは、タクシーのようなドア・ツー・ドア形式のもののニーズが強いと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして、高齢者保健課長の答弁を聞きますと、今後本町の高齢化率は年々ポイントが上がっていき、高齢者世帯はますます増加する傾向であり、将来は高齢者の交通手段について深刻になり今後の対策が必要という現状がありありと目に浮かびます。

総務課長の答弁では、高齢者ドライバーが現実的に年々ふえているという事実がわかります。

高齢者が交通事故にかかわる割合も40%と高く、加害者にも被害者にもなっている現状などが答弁にてわかりました。

また、高齢者ドライバーによる発生件数は25%を超える数値など高いものの

わかります。

参考としまして、平成29年度高齢者が関係した資料を議員なりに丸亀警察署に問い合わせして調べてまいりました。

県下では最も多い事故が起きる時間帯は10時から12時が最も多く、全体の中で20%。

次が、午前8時から10時で17%、次に12時から14時までが15%と、8時から14時までが全体の52%占めているのが現状でございます。

これは移動する時間帯の傾向であり、事故の発生時間の特性でもありますので、後から質問する事項に対し要因となりますので、とりあえず参考資料として述べさせていただきます。

それでは、再質問に入ります。

アンケート調査を行った結果、町民のニーズはどのようなのかについて担当課の答弁では乗降場所の近さ、乗り降り回数の少なさ、乗降場所との自宅の近さという要求からすると、タクシーのようなドア・ツー・ドア形式というならば、デマンドタクシーか福祉タクシーかに選択を絞り込んでいくのではないかと推測いたしますが、いかがでしょうか。

総務課長（岡部 登）

古川議員の再質問に対して答弁をさせていただきます。

アンケートでの希望する公共交通機関像として考えられるものは、議員ご指摘のような利便性が求められているものではないかと思われますので、検討機関を立ち上げて、そこで研究してまいりたいと考えております。

以上で古川議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁ありがとうございました。

次の質問に入らせていただきます。

2点目の高齢者が利用しやすい移動交通に関する取り組みはについて、1つ、高齢者の移動特性を見て移動の目的と交通手段は何なのか。

1つ、現在の福祉タクシーの利用率はどうか。

1つ、今後福祉タクシーの予算額は増額するのか。

以上の点についてご答弁お願いいたします。

総務課長（岡部 登）

高齢者が利用しやすい移動交通に関する取り組みはのご質問のうち、1点目の高齢者の移動特性を見て、移動の目的と交通手段は何なのかについて答弁をさせていただきます。

アンケートによりますと、70代で多い外出理由は買い物が49.4%、通院が18.5%であり、80代以上では買い物が36.2%、通院が37.4%となっております。

した。

つまり、高齢者の外出は、買い物と通院が7割を占めているということであり  
ます。

また、70歳以上の移動手段は、自分で運転する自動車が46.1%、次いで家族  
等による送迎が24.1%という結果でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議員ご質問の2点目、福祉タクシーの利用率について答弁させていただきます。  
す。

平成28年度の実績は、対象者数2,423人に対して申請者数は1,480人で、チケ  
ット利用枚数は8,680枚、対象者全枚数に対する利用率は35.8%でございま  
した。

平成29年度の実績は、28年度と比較して対象者数が4名増の2,427人、申請者  
数は79人増の1,559人でございました。

チケットの利用枚数は481枚増の9,161枚、対象者全枚数に対する利用率は  
37.7%で、1.9ポイントの増であります。

なお、平成30年度の対象者数は前年度より23人増の2,450人で、5月末現在で  
申請者数は1,477人、4月の利用枚数は1,116枚でございます。

次に、3点目の今後の福祉タクシー予算枠の増額について答弁をさせていた  
だきます。

この事業は、平成26年度に敬老祝い金を縮小して始めた事業でございます。

当初予算額585万5,000円に対して決算額は284万7,000円でございました。

当時は高齢者の外出の機会をふやしてもらうことを目的として1回の乗車につ  
きチケットの利用を1枚のみとしておりましたが、利用率が予想より少なかっ  
たため平成28年度から1回の乗車でチケット枚数を複数でも利用できるように  
改善いたしました。

その結果、平成28年度の決算額は434万円となり、平成28年度は458万500円と  
増加傾向であります。予算額の7割前後の決算額で予算の範囲内で執行して  
おり、現段階においては予算枠の増額は考えてはおりません。

しかし、今後団塊の世代が80歳に到達したときの対象者等の増加や制度の見  
直し等により予算額の拡充を検討しなければならない状況にあると予測して  
おります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問がございました。

高齢者の移動特性を見て、移動の目的と交通手段は何なのかについての担当

課の答弁では、やはり買い物と通院が占めている割合は70%を超えているということで、生活の中で必要不可欠なのであるということがわかります。

現在の福祉タクシーの利用率はどうかという担当課の答弁では、年々利用率は増加の傾向で今後申請者はふえていくのが必至であります。

この福祉タクシーの予算額が増額するのかという答弁では現在の予算額に対し7割前後の決算額が増加傾向にあるので、今後の増額は考えていない、制度の見直し、予算の拡充を検討と答弁されましたが、福祉タクシーの予算について拠出が敬老祝い金を改定して捻出しているものであり、自己財源から出ていることに限度があるということではないのでしょうか。

国、県に対し、他の拠出の方法はないのでしょうか。

他の市町では合併特例債や、過疎債という補助金を使い、調査しておりますのでよくわかりますが、本町では特例措置が、現在ないのがわかっているのですが、ほかの手段、方法はありますか。

また、年齢が80歳以上に支給である年齢も75歳までに引き下げも必要であると思われませんがいかがでしょうか。

答弁をお願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問につきましてお答えいたします。

まず、1点目の補助金についてですが、議員ご指摘のとおり合併特例債や過疎債の対象自治体ではありませんので、現時点では町単独での事業となっております。

今後につきましては、県や国の動向を注視しながら関係部署等の連携等を密にし、町に有利な補助制度がございましたら活用してまいりたいと思っております。

次に、2点目の年齢支給の引き下げでございますが、担当課としましては過去の議会での答弁や、町民の申請時における住民の皆様からはいろいろな意見をいただいております。

今回古川議員質問の免許証返納者の返納時の年齢につきましては、私どもが今後検討する上で参考データになると思っておりますので、判断をする上で項目に追加させていただきたいと思っております。

以上、簡単ではありますが再質問の答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再々質問でございます。

実は、議員なりに予算について分析をしてまいりました。

この予算は30年度当初予算内容は、民生費の款の項目で老人福祉費7億4,325万9,000円のうちから出されており、厚生費615万5,000円の中より敬老



祝金が615万円であり、扶助費744万6,000円のうち福祉タクシー利用料は634万5,000円となって、福祉タクシーの利用率は扶助費予算の中の45%を占めて圧迫するような傾向に見えます。

しかしながら、5年前の民生扶助費は827万5,000円で、この5年間で64%も増加をしております。

これは自己財源の中より増額し、充当された予算と判断しております。

よって、この民生費の扶助費は、調整しながら確実に増加すると推察いたします。

ならば、福祉タクシーの利用料は今後の利用者増加に必ず対応できるのではないかと推察いたしますが、この答弁はできましたら総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員の再々質問のについて答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり短い距離の中に多くの目的地が存在する本町のような地理的特性のある町では、タクシーのような交通機関が望まれる傾向が非常に顕著にあらわれるのではないかというふうに考えております。

そのことに関しましても、議員おっしゃるとおりこれからさまざまな高齢者の交通手段に対する施策について検討していく必要があると考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議員（古川 幸義）

総務課長、答弁どうもありがとうございました。

それでは、3点目の質問に入ります。

本町の特性としては、今後の移動交通は、1つ、コミュニティーバス、デマンドバス、福祉タクシーと選択を絞るとしたら何を選ぶのか。

1つ、移動交通の手段に対する予算はどうするのか、また、今後はどうするのかというところにおいて、以上の点について答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

本町の特性として、今後の移動交通はのご質問のうち、まず1点目のコミュニティーバス、デマンドバスタクシー、福祉タクシーと選択を絞るとしたら何を選ぶのかについての答弁をさせていただきます。

まず、コミュニティーバスは時刻表どおり運行されるといった特性上、予約が不要といった長所がありますが、停留場の場所や時間の制限が大きいという短所があります。

次に、デマンド交通は、コミュニティーバスに比べて場所や時間の制限が小さいという長所がありますが、時刻表がないため予約と毎日の運行計画作成が必要であること。

バスよりも積載人数が少ないといった短所があります。

また、福祉タクシーは通常のタクシーと同じ運用であることから、場所や時間の制限が最も小さく、コミュニティーバスやデマンド交通で生じる無駄なコスト、つまり利用がないときでも車両を確保しておかなければならないといった経費が発生しないという長所があります。

デマンド交通と違い、エリア外までも乗っていけることも長所ですし、既存のタクシー業界を圧迫することはありません。

次に、2点目の移動交通の手段に対する予算はどうするのか、また、今後にはについてでございますが、移動交通に対する予算につきましては、国土交通省には地域間幹線系統補助といった公共交通支援の制度がありますが、複数市町村にまたがるものであること等が要件の一つでありますので、以前の議会でもお答えを申し上げましたとおり町単独事業とならざるを得ない状況であります。

今後はこのアンケート結果をより詳細に分析し、これまでの答弁でも申しましたとおり高齢者の交通手段確保が喫緊の課題であるということは十二分に認識をしておりますので、町民の皆様方のニーズに沿ったものであることはもちろんのこと、それぞれの交通手段による長所、短所、またその事業による本町財政への影響や地理的特性も踏まえ、どのような施策が最適なのか早急に検討してまいりたいと考えております。

その中で、これも以前議会の答弁で申し上げましたとおり、地域公共交通会議を立ち上げて、何らかの形で社会実験なども行い、そこで研究していく必要があるとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁どうもありがとうございました。

再質問ではございませんが、コミュニティーバス、デマンドバス、タクシー、福祉タクシーと選択を絞るとしたら、何を選ぶかについての答弁で、本町は地理的特性が23キロ平米という狭い面積や、移動方向を絞り込みますと福祉タクシーとなりますが、これはいかがでしょうか。

また、移動交通の手段に対する予算はどうするのか、また今後についての答弁ではコミュニティーバスでは複数の市町にまたがるのが今後の検討の進捗速度が遅くなるのであるとするならば、的を絞るためには、また早急に対応するにはどうすればよいか、また今後検討していただきたいと思っております。

ここで要望事項として、私からの提案として地域住民が高齢者を送迎する相互扶助型のカーシェアリング方式にする方法や、ふるさと納税を利用し運営にかかわる資金を調達し車両等を購入するなど、NPO法人などが運営する

手段も案として選択していかなければならないのではないのでしょうか。  
選択肢はたくさんあるので、前向きに検討のほどお願い申し上げます。  
それでは、次の質問に入らせていただきます。

去る5月15日、NHKのゆうどき香川においての番組で、愛媛県愛南町では地域ブランドとしてサツキマスの特集を取り上げておりました。

愛南町では、ことしは800グラムから1キロのサイズの雌で約3,000尾を出荷する予定で計画しております。

出荷時期は海水温が上がり出す3月下旬から4月中旬、愛南漁協の活魚トラックで東京大田市場に持ち込み、首都圏のすし店などへの販売を見込んでいるとのことで、また関西圏でも需要を狙い売上増進を図る大々的なキャンペーンを県、町、生産者とともに行っている様子が番組にて放映されておりました。

愛南漁協はサツキマスをきっかけに多種多様な魚を売り出していきたい、愛南という地域ブランドをつくっていければと期待を込めた意気込みを大いに感じ取られました。

番組が終わり残念と思うところがあり、それは多度津高校においてもサツキマス養殖は2014年より取り組んでいるにもかかわらず、知名度は案外低いところであります。

多度津高校海洋生産科では、サツキマスの養殖に挑戦しており、DCJ、ドリーム・チャレンジ・ジャンプサーモンと名づけて、4月下旬には50匹を高松市中央卸売市場に初めて出荷、今年の競りでは1キロ当たり1,300円の高値がつき、養殖技術を確立しブランドサーモンとして知名度向上を目指しているそうです。

私も議員においても、4年前には多度津高校の養殖場を訪れ、視察を行っております。

しかし、県立高校の養殖の関係であるため、多度津町にとって直接結びつかぬものになっているのではないのでしょうか。

もし、調理を加え特産品として取り入れ将来多度津の名物として全国に発信することは可能ではないのでしょうかと思うのであります。

いかがでしょうか、他にも、開発すれば数々の多度津ブランドが誕生するのではないのでしょうか。

よって、次の質問をいたします。

2点目の質問は、地域ブランドの開発についてを質問いたします。

まず、1点目に地域ブランドはどうなっているのか。

1つ、現在の地域ブランドとして取り上げているものは幾つか。

1つ、地域ブランドの開発についての取り組みは。

1つ、民間、法人、県との連携はどうするべきなのか。

以上の点について答弁をお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

ただいまの古川議員の地域ブランドの開発についてのご質問のうち、1点目の地域ブランドはどうなっているのかについて答弁させていただきます。

地域ブランドとは、その地方の特産品や観光地などの実態のあるものを指すだけではなく、多度津は食べ物がおいしそう等のイメージを連想させる無形の資産も地域ブランドとすることもあり、その概念は広いものとされております。

ご質問は、地域の特性を生かし、収穫、水揚げされたり、それを活用して製造された特産品を地域団体商標、つまり地域ブランドとして町が育てていくべきではないかとお尋ねであると認識いたしております。

本町の特産品はふるさと納税の返礼品にも活用されておりますとおり、本町を代表しかつ本町の気候風土を生かした物品が数多くございます。

この特産品の中にも白方かき、蒼のダイヤなどの商標登録がされているものもございます。

このような特産品の開発につきましては、町の産業振興のために重要であると認識いたしており、町といたしましては、昨年度よりシルバー人材センターやさくら工房ほか、民間事業者及び県立多度津高校などとともに商品開発を行う準備を進めているところでございます。

今後はより一層民間事業者や学校教育機関等との連携を図りながら、町内産の農水産物を活用した商品開発を促進させるための助成制度の設計等研究をまいります。

このような取り組みが少しずつふえることにより、地域が活性化し、地域の皆様の意識や意欲も高まり、地域ブランドの確立につながっていくのではないかとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問させていただきます。

答弁によりふるさと納税の返礼品に活用し、中には商標登録されている商品もわかりますが、その他の商品ブランドはどうなっているのでしょうか。

例えば、白方ぶどうのデラウェアですが、他県ではブドウ摘果を行い、大粒にして商品化しており、加工品ではプリンやゼリーなどの工夫した商品がありますが、商品開発に対し援助や補助はどうなっているのでしょうか。

他の市町では、キウイのゼリーやプリン、ダイシモチを使ったまんじゅう、番茶を使ったあんで和菓子をつくるなど、数々の商品を販売している店があ

り、意欲的であることに感心しております。

民間活力を支援したり、商品開発や販路拡大にアドバイスをを行い、協力を惜しまず、継続するのが大事と思いますが、いかがでしょうか。

答弁をお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町には特産品と位置づけられております農水産物は、シャインマスカット、ミニトマト、ブロッコリー、白方かきなど幾つかございますが、どれもその旬のときでなければ食べることができません。

そのため、年間を通じてその農水産物で収益を上げたり、特産品のPRをすることが難しい状況でございます。

このため町では、農業漁業者等の1次産業者の所得向上や農水産物の付加価値を上げるため、町内産の農水産物を活用した商品開発を促進したいと考えております。

商品開発を促進させるために、国、県、町の既存の助成制度の精査を行い、事業者の情報提供を行ってまいります。

また、その助成制度では対応し切れない事業につきましては、町独自の制度の設計が必要であると考えております。

その対象となるものは事業者だけではなく、多度津高校を初めとする教育機関も視野に入りたいというふうに考えております。

また、事業者等に対する支援策は補助金等の現物支給だけではなく、町のネットワークを活用した販路開拓や商工会議所やJA香川県を含めた多度津の力を利用した事業者同士の紹介、マッチング等の協力も必要であると考えておりますので、さまざまな切り口から支援を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございません。

2点目のこれまで培ってきた地域ブランドに対する見守りや、後方支援はどうしたのか。

1つ、B級グルメの鍋ホルうどんはどうなったのか。

1つ、いちじくジャムのさらなる商品開発の勧めや売り込み戦略のサポートはどうなっているのか。

これは時間が45分で、もうあと3分を切りますので、これはまた委員会等の機会に質問させていただきたいと思っております。

まことに残念ですが、質問を終わりますが、その前に所感を一言だけ言わせていただきたいと思います。

これにて質問を終わりますが、1点目の質問の高齢者の移動交通をどうすればいいのかについて質問いたしました。自治体が予算を配分すべき対象に確実に変化が訪れています。

本町に住む高齢者や障害を持ついわゆる交通難民は仕方がないと時代の流れとせず、対処をお願いしたいと強く要望いたします。

次に、2点目の質問は地域ブランドの開発について質問をいたしました。これも多度津町の特産品は多いのですが、日に当たっていないものが多く、未開発の宝物をぜひ発掘して世にデビューを飾らせていただきたい。

これは多度津町の発展につながるものになると強く信じております。

ふるさと納税の返礼品にかかわるものではないのですが、多度津町にはこんなに特産品があるのだと、未来の子供たち、また若者に輝く数々の遺産を残していただきたいと強く思いますので、よろしく願いして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって8番 古川幸義議員の質問を終わります。

次に、11番 渡邊 美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

11番 渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

1点目は、教員の長時間労働の解消策についてであります。

国際的な調査によりますと、日本の教職員は世界で一番長い時間働いているという結果が出ております。

月当たり時間外労働時間が何と80時間を超える割合は小学校で72.9%、中学校では86.9%であります。

小学校での1日当たりの学内勤務は平均11時間15分、持ち帰り業務時間は平均29分であり、10年前と比べますとはるかに増え、中学校では土日の部会も倍増し、まさに過労死ラインを超えています。

仕事量の増加、重責の重さなど、精神的にストレスを抱え心身両面で病気になるケースも珍しくはありません。

2009年の教職員の病気休職者は8,627人、そのうち精神疾患による休職者は5,458人で学校現場もまさにブラック状態と言っても過言ではないでしょうか。

文部科学省の中央教育審議会は、平成29年12月22日、学校における働き方改革に関する総合的な方策、学校や教師が担う業務を明確化、適正化し、タイムカードなど勤務時間の把握や管理を徹底すべきであり、今のままでいくと

教育の質の確保、また向上、教員自身の自己研さんの充実を図りにくい状況であります。

これは、未来の子供たちの健全な育成であり、子供たちの教育という重責を担う教員の多忙化解消は重要かつ喫緊の課題であると提言がありました。

それでは、質問に入ります。

一問一答方式でございます。

タイムカードの導入、始業と終業時刻の実態把握はどのようになっていますか。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員のタイムカードの導入、始業と終業時間の実態把握についてのご質問にお答えします。

現在のところ本町小・中学校においてはタイムカードの導入はしておりません。

始業と終業時間の実態把握については、教師用のパソコン使用時間の機械的な記録によって把握を行っているところであります。

昨年10月の2週間、試行的に小・中学校において先の方法で勤務時間の実態把握をしたところであります。

その2週間における町内の小・中学校の平均勤務時間は11時間39分でした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今教育長の答弁では、小・中学校の勤務時間は多度津町は11時間39分ということで、はるかに全国平均を超えてる、20分近く超えてる。

また、実は持ち帰りという部分の時間に対しましては、全国では29分あったわけですが、その部分の明記はされておりませんが、やはりこれは改革すべき。

なぜ私が今回一般質問に取り上げたかと申しますと、教育の資質向上、そして子供たち一人一人にともに向き合って授業など本格的に仕事に専念できる環境づくり、学校づくりが必要であると思ったからであります。

そして、タイムカードを導入してないということで、教師用のパソコン使用時間という部分でやってるわけですが、タイムカードというのは学校の玄関のところにありまして、そしてそこで教職員の方が学校へ来られたとき押す、帰るとき押すということでございますので、これは教職員全員の今回の意識改革、そういう部分に本当につながるというふうに思っておりますので、本気で取り組んでいかなければならない。

そういう部分におきましては、ぜひともタイムカード導入はすべきだと思いますが、再度再質問でございます。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の再質問にお答えします。

タイムカードの導入については、今現在実施していないということなんですけれども、現在はパソコンの使用時間の機械的な記録によって本年度やっております。

それについての実態把握に支障があるかどうか等も含めて、1年間実施してみても、また検討していきたいなというふうに思います。

パソコンの使用時間の記録によって、どんな業務をしていたかということもわかるようなシステムになっておりますので、パソコン使用の開閉によって実態把握をするということも非常に一つの大切な方法ではないかなというふうに思っています。

とにかく、本年度はこのやり方で実施していきたいと思っています。

以上です。

議員（渡邊 美喜子）

このタイムカードにつきまして、他の市町、採用してるところはどこかということで調べてみました。

三豊市で採用してる。

それから、丸亀市はこの4月からやっているということを聞いておりますので、なぜパソコンからタイムカードという部分に関しましては、全員教職員が意識を持つという部分では、本当に大きなエネルギーというのか、今後の大きな問題把握にもなるんじゃないかと思っておりますので、その点十分考えていただきたい、そのように思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

多忙化の現状と要因は。

それについてお願いします。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の多忙化の現状と要因についてのご質問にお答えします。

文部科学省の全国調査をもとにした分析によると、教職員の勤務時間の長時間化の要因として、授業や部活動に従事する時間が増加した。

部活動の休養日の設定等が浸透していない。

文書、書類等への対応が問題であると。

また、時間管理の概念が希薄である。

教職員の定数の改善が不十分である。

子供たちのためにという使命感と責任感による業務範囲が拡大などを上げております。

また、県も同じような調査をしているわけですが、県の調査によると小



学校では児童在学中は校務や授業準備が難しく平日の時間勤務外や休日に事務をすることが常態化していることを上げています。

また、中学校では生徒指導は授業を行わない時間に実施することになったり、放課後の対応も求めたりして、その上部活動にかかわる時間も長いことから、これらのことが長時間労働の原因となっているようです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

多忙という部分の現状と要因につきましては、私も調べさせていただきましたが、今この答弁に書かれてあるような原因でありました。

まさにそのとおりだと思います。

そこで、次の質問に移ります。

それでは、こういう状況が把握できてる、そういう意味で教員の長時間勤務の改善、その取り組みを今後どうするのか。

また、今やってるのか、その件につきましてお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

教員の長時間勤務の改善の取り組みについてのご質問にお答えします。

改善の取り組みについては、学校のあり方を根本から問う課題もあり、国の動きや出されている施策等を十分に注意しながら検討を加えなければならないと考えております。

しかし、学校現場や教育委員会レベルで改善できることは速やかに実施するという方針のもとで、総合教育会議と教育委員会においてもこのことについての検討を行い、学校には指針という形で4つの提案をしております。

1点目は、学校における勤務実態の把握を十分にしようということでありませす。

2点目は、部活動に関する休養日、活動時間の設定ということです。

3点目は、夏期休業中における学校閉庁日を設定する。

4点目は、業務の適正化と課題解決を図るための専門スタッフを配置しよう

と。以上の4点については、小・中学校へも提案し、本年度より実施してまいろうと考えております。

また、学校現場では校長のリーダーシップのもとで、会議の効率化、事務処理の能率化、校務分掌の見直しなどの業務改善を図っているところでありませす。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁によりますと、学校現場や教育委員会レベルで改善できることは

速やかに実施すると、そういう方針だということで期待はしております。

実は、これは愛知県の例をとりますと、教育委員会、そして愛知県ですので県の教育委員会含めて市町村の教育委員会、そして学校、地域を含めまして、教員の多忙化解消プロジェクトチームということで立ち上げまして、それぞれの意見を聞いてそれに向かって提案を行い、そして提案だけではなくて実施してもらってその上結果を出してもらおう。

例えば、残業時間っていう部分になるんかと思いますが、一番最初に私が言いましたが、時間外労働時間が月当たり80時間を超えてるということは、5日間で20時間を超えてるということでございますので、これをせめて何%にするのか、何時間にするのかという部分も具体的に出してもらわないと、ただ働き方改革、国からの指示とか、そういう部分だけでは改善は絶対にされなれないと思います。

この愛知県におきましては、時間外時間が残業ということで80時間をはるかに超えてる。

その中でこれを45時間にするという目標を持ちまして、検討してるということ聞いております。

やはり、先生の労働時間を減らしたり多忙の部分に関しまして、仕事の内容を軽減するとか、いろいろな策はあるんですけども、具体的に時間外労働時間が80時間というのは、本当にブラック企業と言っても過言ではないと思いますので、これを具体的に何時間というふうに決めていただいて、チームという部分はすごく大切なことかなというふうに思っておりますので、その点どのようにお考えなのかお聞きします。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の具体的に言うと勤務時間の目標設定をしてはどうかということだと思っておりますけども、とにかく本年度は、教職員の勤務時間の実態把握、これに力を入れていこうと思いますので、前回の場合は2週間だったので、1年間を通してどうだったのかというのを十分に吟味しながら、またこの実態のデータについては校長が必ず管理できるようなシステムにしておりますので、日々の指導、助言の中で適切な学校運営ができるように実態調査をもとにできるような事柄で日々やっていきたいなというふうに思います。

総じて言えば、とにかく1年間を通して十分な正確な実態把握をして、その中でどういう改善策があるのかということを考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議員（渡邊 美喜子）

2週間ということで調べていただいているんですけども、今教育長が言われたのに1年かかる、中学校、小学校含めてですのでそれぐらいかかるのかな

というふうには思っておりますが、やはり詳細に正確に、そういう部分のデータを出していただくほうが、より一層改善に向けてのなるのかなというふうに思っておりますので、また次回にも半年後か1年後に質問はさせていただきますので、お願いいたします。

続きまして、部活動指導のあり方、これも検討という部分になろうかと思いますが、答弁をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の部活動指導のあり方についてのご質問にお答えします。

中学校生活にとって部活動の果たす役割が大きいことはご存じのとおりです。

単に運動や文化を楽しんだり、技術の向上を目指したりするだけではなく、心身を鍛え、人間形成を図る上でも大切な場となっております。

しかし、勝利至上主義に走り、長時間にわたる休養日もないという状態で子供だけでなく教職員にとっても過剰な練習となっていることが全国的には大きな問題となっております。

多度津中学校においては、既に月2回部活動中止の日をとっております。

ただ、国の緊急提案とか県教育委員会の働き方プランを参照にして、部活動については平均して週2回は休養日をとる。

活動時間は平日2時間程度、休日は3時間程度とするということを指示したところであります。

また、本年度より部の練習の指導や、大会の引率を行う学校職員として位置づけた部活動指導員を1名ではありますが配置して教職員の負担軽減を進めようとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

部活動につきまして、平均して週2日は休養日をとる。

また、活動時間は平日2時間程度、休日は3時間程度と。

また、部活動指導員を1名とあります。

すごく前向きにこういうこと自体をしていただいているということは、また成果も出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、1年間かけてどういう結果が出るのか、また問題点が出てくる可能性もあるんじゃないかなというふうにも思いますので、そういった分も含めて検討課題になるのかなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

労働安全衛生について伺います。

教育長（田尾 勝）

労働安全衛生についてのご質問にお答えします。

町には安全衛生委員会が組織され、産業医を含めた巡視担当者が町内の幼・小・中学校の訪問を行い、学校の職場環境についての点検をいただき、結果については各学校に報告しております。

また、教職員のメンタルヘルスについては、公立学校共済組合に委託して教職員のストレスチェックを実施し、自己診断を通して心の健康保持、増進を行う一次予防、不調者の早期発見、早期対応を行う二次予防、円滑な職場環境と再発防止を行う三次予防を行い、教職員の健康管理と職場環境の改善に生かせるように努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問させていただきます。

本町においてもこれまでにメンタル面で休職された先生の人数。

それと、ここ5年間ではどういった傾向にあるのか、増えているのか、減ってきているのか、その分をよろしく願いいたします。

それからもう一点、こういったメンタル面で両面の部分も含めまして、退職された先生は今までにおいでになったんでしょうか、よろしく願いします。

メンタル面で休職してる先生、また以前よりも休職者は増えてきてるのか。

それから、こういった理由で退職された先生はおいでですか。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の休職者等についての質問にお答えします。

この5年間で精神的な病気のために休まれた先生は2名おります。

そのうちに休職して、そしてその後退職された先生が、やはり同じ2名おいでになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

休職をされた先生は以前より、ここ5年間ぐらいでいいですので、増えてくる傾向にあるのか、退職された先生はいますかという。

お願いいたします。

教育長（田尾 勝）

再質問にお答えします。

渡邊議員の質問で、この5年間については、私自身かかわっておるのでそれ以前のデータについては持ち合わせていないので、また調べて報告させていただきます。

それで構いませんか。

議員（渡邊 美喜子）

その件に関しましては、また委員会で把握できる範囲内で結構ですので、教えていただければというふうに思っております。

今後の課題や対策についてということに関しましては、今までの答弁の中でいろいろと答弁いただいておりますので、1年間調査してどういうふうに行っていくのか、またそれぞれの学校に説明をし実施をし結果を出していくという部分で、そういう部分の対策になろうかと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、高齢者、町民の足である交通の確保についてであります。

この質問は過去に何度か一般質問をしましたが、ほかの議員の方からも一般質問があり、多くの町民の皆さんからの要望が多くあると痛感しております。

昨年には本町は移動実態や利用についての住民アンケートを2,000世帯に配付し、住民ニーズを調査することでありました。

また、高齢者福祉タクシーの拡充についても以前取り上げました。

その折の答弁は、この制度の対象者年齢の引き下げや、タクシー券の枚数の増加による制度の拡充については、申請率や利用枚数の状況を踏まえて、財政的な負担も考慮し検討しますということでありました。

そこで質問に入りますが、先ほど古川議員さんが住民アンケートの結果内容ということで、これも答弁いただいたので省かせていただきます。

次の質問に入ります。

その後の福祉タクシーの拡充の検討は。

対象者、年齢の引き下げ、福祉タクシー券の枚数増加等につきましてどのように考えているのか質問です。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員ご質問の福祉タクシーの拡充の検討につきまして答弁をさせていただきます。

平成29年度の福祉タクシー券の実績におきましては、交付いたしました1,559人の使用状況等を分析し、検討をしていきたいと思っております。

また、本町が積極的に取り組んでおります地域包括ケアシステムとしてのたどつ支え合い笑顔の会による互助活動におきまして、本年度中に設置を予定しております町内各小学校4校区において高齢者の困り事に対応していく協議体を順次発足させていく計画となっております。その協議体において地域における高齢者の困り事に対応できる仕組みづくりを考えていくようになります。

その中で高齢者の移動支援につきましても課題になってくるのが当然予測されますので、その動向等を考慮しつつ検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今町長がたどつ支え合い笑顔の会ということでございますが、確かに町内各小学校4校区ということで実は多度津地区は終わりました。白方地区で6月19日に勉強会を開催いたします。

多度津地区のときに私も協議体の一員として参加させていただきました。

その折も実は一般質問取り上げております。

福祉タクシーのことなんですが、私のグループは10名近いグループでありまして、その中で困ってることをカードに書くわけでございます。

書いた中で地域のこともあるか、一番高齢者の足という部分で多くの皆さんから要望があり、これが多度津町、今後高齢化率もふえてきてるからこういう部分が重大な課題になるのかなということで質問をさせていただきました。

確かに、今先ほどのほかの議員さんも質問が、今までに毎回のようこのコミュニティバスとかデマンドタクシーにつきまして、福祉タクシーにつきまして出ておりますが、何が一番いいのかとそこまでに結論にたどり着くまでやはり期間がかかります。

よその善通寺とか丸亀も含めてなんですけども、善通寺は原因があると思いますが、がらがらでございます。

言葉の表現が悪いかもわかりませんが余り乗っていない。

でも、丸亀は時間的な部分等がありまして、善通寺よりもはるかに前から運用してるということで丸亀においては年間多くの皆さんが参加してるということ聞いております。

何をしても、いろんな調査をして多度津町にとって一番いいやり方っていう部分を考えていただいてできるだけ早く町民の皆さんのニーズを聞いて移していくと、それまでの間に今現在行っております福祉タクシー、これにつきまして5,000円、確かに1回につき何枚も利用できます。

それはいいことだと思うんですけども、ほかの市町に聞きましたら、1万2,000円とか1万円という部分もありますので、5,000円ではなかなか渡邊さん大変なんですよ、行って帰ってきたらもう終わりなんですよっていう部分を聞いております。

そこら辺の拡充もそれまでに必要じゃないかなというふうに思っております。

高齢者の移動支援ということで、いろんな意見はあると思いますが、今ちょうど5年前よりも今だんだんと、また5年先におきましてもこれは絶対に多度津町が責任を持ってやらなければならない大きな課題だと思っておりますので、そういった部分お願いしたいと思っております。

福祉券につきまして、どのように今後、課題で結構でございますので考えていかれてるのか、質問です。

お願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

渡邊 美喜子議員の再質問についてお答えいたします。

今後の課題といたしましては、議員が今おっしゃいました金額の面だと思っております。

交付率とか使用枚数、そういった部分も含めて、今後検討していかねばならないと思っておりますし、町全体としてどの方向で進むのかということも協議しながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議員（渡邊 美喜子）

最後になりますが、教職員のこと、また福祉タクシー、コミュニティーバス、そういう部分に関しましても町役場が移動するという部分も含めまして、やはりそういった移動手段の一つとして必要になってくるのかなというふうに思っております。

いろんな課題があるわけですが、前向きに検討していただければというふうに思っております。

ありがとうございました、終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって11番 渡邊 美喜子議員の質問を終わります。

ここで多少休憩に入ります。15分ほど休憩にします。

10時45分に再開したいと思っておりますので、またよろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

次に7番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7番、小川保です。

本日の質問の1点目は昨年9月の18号台風被害、その対策について。

そして、2点目は、新庁舎建設の基本計画について。

以上、2点についてお伺いいたします。

さて、1点目ですが、昨年12月定例議会、私の一般質問の中でその被害状況、またそれにかかわりました水防活動について詳細にご回答いただきました。行政諸氏の献身的な活動には頭の下がる思いでしたが、その折にどうしておけばよかったのだろうか、いまだにその解は見つかっていない。それらに対する怒り、もどかしさと申し上げました。

ここで質問をいたします。

現在実施されている対策の進捗概要の説明をお願いいたします。

対策は怎么样了のでしょうか。次の台風が到来するまでにどう準備対策しているのでしょうか。お願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、小川議員の、現在実施されている対策の進捗概要のご質問についてお答えします。

現在、県施工で進めております桜川護岸のかさ上げ工事につきましては、小桜川、桜川の上流部と桜川本流の3つの工区に分けて発注をしており、小桜川と桜川上流部の工区につきましては、3月末に工事発注をし、5月の上旬より現場に着手をしております。

小桜川の工区については下流部県道の新開橋から上流に向かって工事を進めており、桜川上流の工区については上流部の県道山階多度津線から下流に向かって工事を進めております。

桜川本流の工区については、5月末に工事を発注し、現在は施工に向けての準備中と聞いております。

今回のかさ上げ工事につきましては、河川に流入する水路などの吐き出し部分への逆流防止弁の設置などの対策もあわせて施工する工事となっており、3つの工区全てが8月末完成を目標としています。

また、町においても、県のかさ上げ工事完成に合わせ、栄町地区の西水戸ポンプ場の遊水地と元町地区の茂八ポンプ場の遊水地の堆積土のしゅんせつ及び栄町地区の多度津高校北側水路のかさ上げ工事について6月中の発注を予定しており、本工事につきましても早期竣工に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

8月末完成と、これを目標にしておるといことですので、ぜひ目標どおりになることを願っております。

次に、2つ目の質問です。



桜川排水機場の計画等、総合治水対策の全体像をご説明いただき、桜川の増水の際にポンプで排水を行うなどの流域の水害を軽減する計画はいかようになっているか。

また、さまざまな情報が入ってきておりますけれども、私ども住民には知らされていない。

不明なのか、いまだ発表する段階にないのか等々お願いをいたします。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の、流域の水害を軽減する計画はいかようになっているのかのご質問についてお答えします。

桜川流域における総合治水対策につきましては、今年の台風18号による浸水被害を受け、河川管理者である県に浸水対策を要望しており、現在、県において、桜川水系の流域で考えられる災害防止対策の検討を、町の関係各課の建設課、産業課、総務課と連携し進めております。

検討内容は、台風による実績氾濫状況の解析モデルを作成し、流域において考えられる対策案を、現実性、適応性、効果、維持管理、コスト等により桜川における浸水対策を、事業費、費用対効果などの分析を行うものです。

あわせて検討が急がれます桜川排水機場ポンプの増強についても、ポンプメーカーと幾つかのポンプの増設案を、効果、事業、現実性など協議検討しているところであります。

また、現在、県において施工しております桜川護岸のかさ上げにつきましては、かさ上げ工事完了後に河川内の水位が上昇することで住宅地側の水路から河川への排水ができなくなることが考えられます。

このことから、かさ上げが実施される地域において、主に内水排除が必要と想定される箇所については、台風等大雨時には可搬ポンプ等で内水排除を町で保有しているポンプやリース等で対応し、それらのポンプの設置方法や運用についてもかさ上げ工事完了までに町水防計画の中で計画していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

ここで、これについての再質問ですが、総務課長にお願いをいたします。

このポンプの設置方法、運用についてというご回答の中で、さまざまなポンプ、そういう機械があろうかと思っておりますけれども、移動式の、車両式ですね、そうしたポンプ車っていうのを恐らく国とか、あるいはほかの行政体で保有しているのではないかと想像しておりますけれども、これらの能力とか、あるいはそれらを緊急時にお借りすることができるのか、そういう対応

について総務課長にお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

総務課長（岡部 登）

小川議員の再質問について答弁をさせていただきます。

昨年度の災害時には、四国地方整備局から毎分5トンの排水能力のあるポンプを3台積載した排水ポンプ車をリースして対応いたしました。四国地方整備局には、同様の災害時に利用できる災害対策用機器がそのほかにも多数ございます。

毎分30トンの能力のあるポンプ車でございますとか、毎分60トンの水中ポンプ車でございますとか、四国地方整備局内には多数ございますので、今後もそれらを積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上で小川議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

いざとなったらそういったものも利用するというので、よろしくお願いをしたいと思っております。

質問の3つ目ですが、桜川排水機場並びに住宅地増水の排水ポンプの増強、増設工事の予算化はどうなっているのか、早急に増強工事をしないと昨年と同様の被害が想定されております。同じ轍を踏むこととなります。

また、緊急時を想定した防災訓練など、行政職員についての計画もご説明いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の1点目、桜川排水機場並びに住宅地の排水ポンプの予算化はどうなっているのかのご質問についてお答えします。

住宅地における内水排除のための可搬ポンプについては、町でエンジンポンプを4基保有しており、今後、浸水対策として、エンジンポンプ等の追加購入を考えております。

また、桜川排水機場のポンプの増設については、事業費が多大となることや補助事業等の対象とならないことから、県に対し、財政的な支援についてお願いをしているところです。

町としても、今後、桜川の浸水被害対策として、排水機の増強の実施の早期実現に向け、努めてまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（岡部 登）

小川議員の、職員の防災訓練計画の一端についてのご質問に対し答弁をさ

せていただきます。

本年も台風シーズンが近づいてまいりました。

県内でもさまざまな大雨災害に対する訓練が行われておりますが、本町におきましても、4月の機構改革に伴いまして、水防班の編成を見直しました。建設課と産業課で新たな機動施設班を形成し、行動班も課の組み合わせなどを見直しました。

また、女性職員の割合がふえる中、体制強化の面からも、水防活動に女性職員の出勤機会がふえることが考えられますので、女性用の水防用作業服や長靴などの在庫をふやす予定にしております。

さらに、昨年からの改善点といたしまして、災害が発生するまでにできる限りの準備をしておくという観点から、新規採用職員に土のう作成を行ってもらい、本番で戸惑わないような訓練を行うことにしております。

加えて、水防本部の運営全般におきましても、災害時に迅速に動けるように現在見直しているところであり、桜川かさ上げ工事に伴い、道路や橋梁の水防時の通行止めについても基準を設け、災害時には確実に実施できるような体制を構築しているところであります。

ところで、本町の過去における主な風水害等を調べますと、台風などによる被害以外にも突風や強風などの被害が報告されております。

また、地震災害におきましても、南海トラフ地震の今後30年以内に発生する確率が70%から80%へと引き上げられたところであり、木造家屋の多い本町では重大な被害の発生が懸念されております。

そのため、防災活動は、水防活動だけではなく全ての災害に対して準備を進める必要がありますので、香川県が行っているシェイクアウト、いわゆる「県民いっせい地震防災行動訓練」などに積極的に参加したり、自治会と連携し、講演会や勉強会等を行うことで自主防災組織の組織率を引き上げ、地域住民に資するような取り組みを行ってまいります。

最後になりましたが、最新のハザードマップがついた防災のしおりを早急に全戸配布する予定ですので、自助、共助といった防災意識の醸成を図るとともに、近年ふえている異常気象などによる災害に全町挙げて備えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先ほどの三谷建設課長からのご回答の中で、ご指摘と確認をしておきたいと思えます。

まず、住宅地における内水排除のための可搬式ポンプについて追加購入を考

えておるといふことですが、いつごろ購入をするのか。

それから、事業費が多大というふうになっておりますね。

桜川排水機場のポンプの増設については事業費が多大となるということですが、多大ということは、幾らが多大なのか、庁舎の建設費に比較してどこが多大なのだろうか。

住民の命と財産を守るという観点からいって、多大という表現については少しいかがなものかなというふうにも感じられます。

それからもう一点、補助事業等の対象とならないということがご回答の中にありましたけれども、これは私の知る限りではなかなかわかりづらいところなんです。河川事業の中の施設機能向上事業と、こういったものの中に、河川法第60条第1項、この制令で定める「大規模な工事」という項目があって、これももしかしたら補助事業の対象になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その3点について確認をお願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、小川議員の再質問について答弁をさせていただきます。

まず1点目の可搬ポンプの購入につきましては、これは実際、今のところ予算化されてるものではございません。

その中で、工事等の予算のやりくりの中で台数を確保していきたいと考えております。

次に、事業費が多大ということの言葉についてですが、これについては、通常排水工事として建設課が持つてる予算で考える中での「多大」という言葉を使わせていただいております。

実際にはポンプ、事業費的には桜川排水機場の整備の仕方によりまして1トン当たり1億円から2億円という金額になるということで、私の中では「多大」という形で少し認識がありましたので、そういう言葉を使って説明をさせていただきました。

次に、補助事業の河川法の第60条第1項の部分についてですが、河川については県が管理をしているということで、町の中の排水事業としては、補助事業がないという形で説明をさせていただきます。

この内容についてはもう一度、補助のほうについてはまた確認をさせていただいて、報告をさせていただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

いろいろ考え方がございますので、そこら辺はまた別の機会で議論をしたいと思っております。

ただ、私、追加購入はいつなんでしょうかとこのふうにお尋ねしましたけれども、いつという回答がございませんので、もう一度お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

再質問にお答えいたします。

購入の時期については、今シーズンの台風シーズンまでには購入したいと考えております。

よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員さんの質問にお答えをしてみたいです。

今、桜川本流、それから小桜川、そして東桜川の合流地点の橋の工事とか拡幅等をしておりますけれども、その間、またいろんな問題が出てくると思います。

今、かさ上げをしておりますので、かさ上げをすると中の内水が排除できなくなってしまう。

そのためのポンプというのは必要になってきますので、それも、今、建設課長が答弁いたしましたように、喫緊に、これは財政のことになってきますので本当は総務課長のほうからお答えしたほうがいいのかもわかりませんが、補正を考えておりますので、今、かさ上げを夏、8月末までには何とか終了したいということですので、その時点では何らかの処置をしておきたいと思っております。

処置というのは、買うというわけじゃなくて、どういうふうにするかということを決めておかなければいけないと思っております。

それと、この桜川、東桜川、小桜川の越水に関しましては、今かさ上げと、それから今のかさ上げ、今までのさらなるかさ上げを行っておりますけれども、それと、ポンプのことが常に問題に提起されておりますけれども、桜川排水機場のポンプの増設も、これも大きな問題です。

今、建設課長が申しあげましたように、1基の設置について億の金がかかるということにおきましては、やはり財政を圧迫するのではないかと、そこまでいわずにまだ何か手が打てないかということも考えております。

例えば、今、新開橋の橋の改修はできてます。

その隣の桜川本流のほうですね。桜川の本流と小桜川、東桜川の合流地点になりますけれども、その新開橋は終わってます。

桜川橋の改修が終わっておりません。

それは、それに隣接するところの土地の買収がまだ終わっておりません。

今、川の流れが直角に流れるような状態でありますので、そうすると、そこでよどむようになりますね。

水が滞留してしまう。そういうことのないように、今、県とも相談、なるべく早くしてくれということで、買収も含めて、川の流れをスムーズに流す、そして今、そこからもう少し下流に行ったところから排水機場まではもう掘削はできておりますけども、桜川の改修、それから土地の買収、それから新開橋から隣のところ、小さい橋の改修もしてます。

なるべく簡潔に話はします、時間の制限がありますのでね。申しわけありません。

そのことを考えながら、町民の皆さん方の安心・安全な防災対策を行っていかうと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

町長、済みません、ありがとうございます。

越水の対策についてはかさ上げとかそういった工事で多分対応ができるかなと思いますけれども、内水部分を川のほうに排水するという、こういった問題についてはさまざまなやり方があるかと思えます。

もちろん排水機場のポンプを増強するというのも一つのアイテムですね。

それから、ポンプを増設する。

それから、先ほど申し上げたように、移動式の車両式のポンプ車を借りてくるとか、さまざまな事柄を合わせわざで考えながら住民の安心・安全を守っていったらよろしいかと思えます。

その点については、くれぐれもお願い申し上げておきます。

次に、2点目の新庁舎建設の基本計画について質問をいたします。

これも、昨年12月の私の一般質問で、駅周辺開発整備計画と絡めて議論をいたしました。

簡単に申しますと、3つのことをお話ししました。

よいものを安く、かつ住民本位のシステムを、2つ目は窓口業務のワンストップ、そしてプライバシーの確保、そして3つ目です。これが非常に大事なんですが、5Sを徹底するなどお話をいたしました。

特に5Sについては、これまでいろんな場面で徹底をお願いしておりました。

5Sの意味をもう一度説明いたします。

整理、整頓、清掃、清潔、しつけという頭文字Sを使っておるんですけども、整理っていうのは不要なものを捨てる、こういう意味です。

うまく書類を束ねておく、これは整理じゃありません。

不要なものを捨てる、これが整理です。

整頓っていうのは必要なときに素早く取り出せる、見える収納の方法、これが整頓の意味です。

それから、清掃は、きれいにいつも掃除をしておくといふところが、悪いところを見つけやすくなると、悪いところを早く見つけて、顕在化をして改善すると。

それから、清潔。

これは、まずは心の清潔ということです。

これにはもちろん身だしなみも当然入っておりますけれどもね。

そして、最後の5つ目は、先ほど申し上げた4つを誠実に遵守すると、そういう気構え、これがしつけです。この5つのSは、そこに至るプロセスが非常に重要になっております。

つまり、最後のしつけこそが非常に重要であるということです。

不要なものがなくなれば当然コンパクトな執務が可能となり、今現在の状況から進歩できるのではないかと。

また、来庁されるお客様にもすがすがしく対応ができるということです。

その結果、現在よりも庁舎サイズがコンパクトになり、住民との接遇の広さが確保できると、こういうことであります。

今、皆さん方職員の机の上、机の下、足元、そしてその周り、棚の上などなど見てください。

5Sが徹底されておりますか。退庁時の確認はできておりますか。

これは現場リーダーの責任です。職員に対してしつけを徹底する、そして現場リーダーも率先してやると。

特に最高責任者、町長の自省も、この点については求められます。

長い期間、物が周辺に置かれておりませんか。

もう一度言います。徹底すれば、コンパクトな庁舎になるはずですよ。

それをせずに、いたずらに新庁舎の計画を立ててはいお金が何ぼあっても足りません。多度津の財政状態から考えると、ぜいたくな庁舎は要りません。

けません。

ここで質問です。

新庁舎建設に関する基本計画、そのスケジュールは今後どうなっておりますか。よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の、新庁舎建設の基本計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎基本計画及びそのスケジュールにつきましては、新庁舎基本計画（素案）を、本定例会開会期間中に開催されます総務教育常任委員会に議題として提案をさせていただき、ご審議をお願いすることとしており、その委員会でご承認をいただければ、その後、基本計画（案）をホームページで公表し、パブリックコメントを実施した上で、最終的に基本計画を策定いたします。

す。

実施したパブリックコメントの内容によりましては、再度、総務教育常任委員会でご審議いただき、ご承認を得なければならないこともあろうかと考えております。

基本計画策定後に、基本設計、実施設計業務の発注に向け着手したいと考えており、設計業務の業者決定はプロポーザル方式で実施したいと考えておりますので、準備期間が約4カ月程度必要となります。

業者決定後、基本実施計画に着手し、来年9月末をめどに完了する予定としております。

その後、工事発注を行い、工事の竣工は平成32年度末を予定しております。基本構想にありますとおり、町民にとってわかりやすく、人にやさしい庁舎、みんなが集いやすい庁舎、情報が行き交い、明るく開かれた庁舎、親しまれ、憩いの場となる庁舎、町民の命を守る庁舎、機能的で柔軟性のある庁舎、環境にやさしい庁舎を基本方針として、新庁舎建設に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議員（小川 保）

町長、ありがとうございます。

お話の中で、7つの大切な基本方針が列挙されておりました。

町民にとってわかりやすく、人にやさしい庁舎、みんなが集いやすい庁舎、情報が行き交い、明るく開かれた庁舎、親しまれ、憩いの場となる庁舎、町民の命を守る庁舎、機能的で柔軟性のある庁舎、環境にやさしい庁舎という基本方針ですね。

少し耳ざわりがよ過ぎる嫌いがありますが、具体的には、あるいは経済的にはどうなるのか、そもそも私ども議会が行政から相談を受け、庁舎の建てかえに理解を示しましたのには、次の大切な一点があります。

そもそも、なぜ建てかえるのか、そして優先的に建てかえるのか、住民にとって必要なのか、そして何にも先んじてなぜ先に庁舎を建てかえるか、その大切な一点、これは先ほど基本方針の中にありました、町民の命を守る庁舎、このこと一点であります。

そのほかの部分についてはいろいろアイデア等々ありましようけれども、庁舎を建てかえる意味はこの一点なんです。

大災害の際にその行政の基本機能が失われることのない建物設備、そしてこれが必要ですと、これが大切な理由の一つではなかったのか。

住民にご理解いただくには、この大切な優先テーマ、これをしっかりとお知



らせ申し上げます。

つまり、データを大事にする。今あるデータ、たくさんありますよね、庁舎の中に。

そして、職員の人財。人の財産と書きますけれども、職員は人財です。

その職員が誰ひとりとなく失われることなく災害復興に関係することができると。この人財を守るということですね。

それから、指揮命令系統とマニュアル、この3項目、以上のこの3点を守る建物、これがこの建物ではいかんぞということやから新しい庁舎を建てかえようやないかと、こういうことになったはずです。

だから、新庁舎を建てる際にはこの一点を集中して議論をし、どのレベルが要るのか、どんな内容が要るのか、こういったことを議論していかないかと思っています。

基本計画をせんだって私どもにお示しいただきましたけれども、その内容を拝見させていただくと、非常にぜいたくなつくりになっております。

大変がっかりいたしました。

なぜこんな計画になってしまったのか。

ということで、基本計画をもう一度見直してほしいということで、私ども議員、心ある者は差し戻しを要求をさせていただきました。

また、新しく委員会の中でお示しいただけるのではないかと期待をしておりますけれども、そういった内容でもう一度確認をしたいと思います。

多度津町のお金っていうのは制限されております。

皆さんご承知のように、全ての借金を申し上げますと、240億円を超しておるということですね。全てですよ。

この240億円を超した借金っていうのはもう近年ない数字です。

香川県では当然ワーストワン。四国管内でも、高知市、あるところが続いてワーストスリーという状態ですよ。

これだけすごい借金を抱えておる町が新しい庁舎を建てるときには、当然財政を気にしながら、財政とのバランスを考えながらつくっていく。

もちろん、つくるためには先ほど申し上げたような一点ですね。

住民の命を守るために庁舎を建てるんですということを切にお願いを申し上げて、私の通告にありました質問は終わりますけれども、あと8分あります。

3分間で、町長、その件についてよろしくお願ひしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

では、小川議員さんのほうから3分間で説明をしろということでありますが、3分間をめどとして説明をさせていただきたいと思います。

私が町長に就任させていただいて、いろんなことをやってきました。

そのために借金がふえてきました。

だけど、そのときに財政の健全化というのをまず第一に考えて、優先順位を決めるとか、それから標準財政規模を守るとか、さまざまところで、そして財政調整基金の額も、私がこのくらいなら大丈夫という、このくらいを確保しておれば新たな事業ができるという、その確保は常にしてずっとやってきたわけです。

そして、その中で、本当にこの庁舎と、それから福祉センター機能の建てかえがもう最終的になると思います。

そのくらい、今小川議員さんがおっしゃったような、小川議員さんが危惧されているとおりで、私が町長に就任させていただく前から借金は多かったです。

それに、それ以上に今借金がふえてきております。

それは、建てかえとか、まさに町民の皆さんの安心・安全、生命、財産を守るため、どうしても老朽化したものを建てかえしなければいけない。

その中には、やはり財政のことを考えながらも、やらなければいけないことはやらなければいけないという考えの中でずっと今までやってきたわけですが、この庁舎の建てかえというのがもう本当に順番的に言えば一番最後になってきております。

この庁舎の建てかえと加えて、福祉センター機能ですね。この福祉センター機能も、ここで町民の皆様方がいろんな趣味の世界とか会合をしたり、いろんなことをやっておりますので、そこも一緒に建てかえをする、耐震もできる、そのようなことにするというのが町民の命を守ることになると考えております。

その中で、庁舎の建てかえにおきましては、私は常に言ってるのは、ぜいたくなものは絶対につくらない、そして町民の皆様方に対して利便性と、町の職員が職務を行っていく上の機能性、そして町民の皆様さんが集まってきて、今7つのお話をしましたけども、そういう中でユニバーサルデザイン、こういう健常者と障害者の方が何もバリアがなくて、そして自由に行き来できる庁舎、この機能性と利便性とバリアフリー、これだけを考えてやっておりますので、ぜいたくなものを建てる気持ちは毛頭ございません。

その中で、やはりこれから財政状況を考えていきますと、今、小川議員さんが指摘されたように、本当に悪くなってきます。

今の財政調整基金は、私が考えている健全な財政調整基金の枠内で今はおります。

今はおりますが、それがだんだんと減少していくということは考えられますので、これから私どもはそういうことも考えながら、新たに事業を展開する

ときには考えていかなければいけない、しかしこの庁舎とホール塔に関しましては、これが最終的な大型の建設になるのではないかなと思っております。

どうかご理解をいただきまして、これからもいろいろと激論を交わしていきたいと思っております。

もうそろそろ時間になりますので、また委員会でいろいろとご議論をいただきたいと思っております。

議員（小川 保）

町長、ありがとうございます。

もちろん大型の事業、これは庁舎だけに限らず、今後また幼稚園の建てかえ、そして学校教育の健全化、適正化、そういったものにかかわる、また大型事業が発生しようかと思えます。

当然、桜川排水機場のポンプ、こういったものも増加させていただくことが非常によろしいかと思えますので、今はとりあえずの対策としていろいろありますが、恒久的にはその部分も必要なことになろうかと思ってます。

たくさんのお金が必要になります。

ぜひとも、今回の新庁舎については、もう非常に限定的な議論をしていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

よろしく願います。

以上で質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって7番、小川保議員の質問を終わります。

次に金井浩三君。

議員（金井 浩三）

それでは、3番、金井浩三、一般質問をさせていただきます。

本日は、空き家対策についてと農水産業の第6次産業化についての2点を質問します。

それでは、まず1点目の空き家対策についての質問に入ります。

少子・高齢化、人口減少時代を迎え、既に人口減少は始まっています。

単身世帯の増加に伴い、世帯数の減少はまだ見られませんが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、世帯数において2019年にピークを迎え、徐々に世帯数が減っていくと見込まれています。

住んでいる人がいなくなり、世帯数が減っても、同時に家が解体されることは少ないので、空き家はふえていきます。

また、高齢者によって介護施設を利用する例もふえてきており、そういう面

でも空き家はふえていくので、空き家の問題は、今後、より一層深刻になると思われます。

空き家の問題は、申すまでもありませんが、長い間放置されると雑草の繁茂や衛生害虫の繁殖、建物の崩壊などにより、周辺の住民に大変迷惑をかけるということが上げられます。

そこでまず、多度津町内の空き家状況を、町営住宅も含め、町としてはどのように把握されているのか、お伺いいたします。

議長（志村 忠昭）

1点目。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員さんご質問の、多度津町内の空き家状況についてのご質問にお答えをしております。

本町では、平成29年度に町内全域の空き家戸数及び老朽化状態の把握を目的といたしました、多度津町空き家実態調査を実施いたしました。

今調査の対象とする空き家とは、一戸建てやアパートなどで完全に区画され、1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物で空き家となっているもののうち、別荘や賃貸用、売却用の住宅を除いたもので、調査の結果、町内の空き家戸数は574戸でございました。

そのうち、比較的傷みが少なく健全な状態の空き家戸数は532戸と大半を占めており、周辺に悪影響を及ぼす可能性のある老朽化した危険空き家戸数は42戸となっております。

また、町営住宅につきましては、平成29年度末現在、総管理戸数391戸のうち、政策空き家を含む空き家は156戸となっております。

町営住宅地内における雑草除去等は随時行っており、今後も計画的に雑草等の除去に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

同じく関連質問で、第2点目、多度津町では、国に先駆け、平成24年に多度津町空き家等適正管理条例を制定しました。

また、全国各地の自治体においても条例化の事例があることや空き家問題が社会問題化していることも踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法が制定され、平成27年5月に施行されます。

これは、「みんなの県政THEかがわ6月号」にも載っています。「空き家を考えよう!」、「空き家対策セミナー」。

そこで、この法律のポイントを簡単にご説明いただきたいと思います。

また、この法律を受けて、多度津町ではどのような取り組みをしているのか

お伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

金井議員の、法律を受けて町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

平成27年5月に施行されました、空家等対策の推進に関する特別措置法は、人口減少が続き、世帯数の減少が見込まれ、それに伴い適正に管理されていない空き家が発生し、生活環境に深刻な影響を及ぼしている事例があることから、市町村において空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための「空き家等対策計画」を策定し、市町村がみずからの判断により、これまで対応できなかった助言、指導、勧告を行い、それに従わない場合、学識経験者等で構成された「空き家審査会」において「特定空き家」に認定した上で、命令、行政代執行が可能となる法律であります。

本町の空き家対策といたしましては、老朽化した危険な空き家の除去に対し、補助金を交付しております。

この補助金は、160万円を上限とし除却工事費の80%を補助する制度となっており、平成27年度の施行から昨年度までに21件の交付をしております。

今年度におきましても数件の問い合わせを受けており、引き続き空き家等の除却支援に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

今の答弁の中で、命令、行政代執行また補助金という、また引き続き空き家等対策の除却支援に努めてまいりたいという答弁ですが、私が気になる物件が1つあります。それは「上海軒」の東隣の家なんです。

「上海軒」には、町外からもたくさんの方が中華そば、焼き飯などを食べに来ます。私も時々行っております。

その隣の家が、木が生い茂り、屋根が崩れ、町のイメージとしても悪い影響を与えていると思いますが、この空き家に対する、今現在、町としてはどのような対策をしているのですか、お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

今、金井議員ご指摘の場所につきましては、これは今じゃなくて、もう数年前、10年くらい前ですかね、そのおうちに火事があったことがありまして、それからずっと撤去のお願いをしているところですけども、持ち主はいるんです。

だけど、その人に何回もお願いをしてもなかなか応じていただけないということが現状ですので、その後も、いろいろ私どものほうからも手は打っていると思いますが、ちょっと詳しいことはわかりません。

また、個人のことになりますのでそれ以上のことはお話しはできませんが、町としては、問題のある場所だと思っております。

そばにとか近くに持ち主さんがいたりすると、行政代執行もなかなか難しいところがあります。

そういうことがありまして、あそこはずっと、もう10年近く前になるのかな、詳しい年数はちょっとわかりませんが、随分前から懸念として持っていることは確かです。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ちょっと補足説明で、三谷課長。

建設課長（三谷 勝則）

金井議員ご指摘の「上海軒」横の建物についてでございますが、今現在、持ち主については火事により町外のほうへ転出をされております。

持ち主については、現在親族の方が使用されていたということで、その方について助言、指導を行っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

今の答弁に関して、できるだけ早く、町のイメージも大変悪いので、できるだけ早急に対処のほうよろしくお願いします。

そして、同じく関連法で、空家法は、周辺の環境に悪い影響を与える、問題のある特定空き家が対象となりますが、現時点では余り問題のない、法律の対象にならない空き家もあります。

しかし、余り問題のない空き家も、数年、十数年を経ると問題が出てきますので、特定空き家の予備群とも言えます。

この特定空き家予備群の対象としては、空き家バンクという制度があるということをお伺っております。

多度津町において、空き家バンク制度の運用状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

金井議員の、空き家バンク制度の運用状況についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、香川県が主体となり、官民連携で運用を行っている香川県空き家バンク制度を、本町においても利用している事業であります。

本町では、空き家情報登録・提供制度の運営要領を定め、平成24年10月より登録の受け付けを開始しております。

現在までに本町を窓口として登録のありました物件につきましては、37件で

あります。

なお、平成30年5月31日現在で、香川県空き家バンクに登録されている本町の物件は5件となっております。

また、平成28年4月1日より移住・定住を促進し、町内にある空き家の有効活用を図るため、空き家バンクに登録されている空き家の改修工事に要する費用に対し、100万円を上限に工事費の2分の1を補助する支援事業を政策観光課で行っております。

今後、関係各課との情報共有に努めるとともに、官民連携支援につなげてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

ご答弁ありがとうございます。

空き家対策は喫緊の課題でありますので、積極的な対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、第2点目、農水産業の第6次産業化について質問いたします。

私が委員長をしております建設産業民生常任委員会は、昨年11月、山口県下関市と萩市において、地元の特産品、農水産物の6次産業化の状況について先進事例の視察研修を実施しました。

下関では、角島大橋が平成12年11月に開通したのをきっかけに、集落施設を検討し、平成23年8月に、道の駅北浦街道ほうほくが開業しました。

海産物は社員が仲買人の免許を取り、市場へ直接買い付け、農産物は農協青年部や婦人部とも連携して、酒類は地元の酒蔵に協力してもらいながら商品を販売しており、角島大橋をバックにした景色は観光客にとっても好評で、オリジナル商品の芋焼酎やカボチャ焼酎、特産のイカや新鮮な魚がよく売れるとのことでした。

また、萩市では、道の駅萩しーまーとが魚市場の横に建設され、漁協や個人商店と連携し運営されていきました。

ここでは、食品の販売だけでなく、地元の野菜、海産物を食材にしたレストランが営業されており、平日にもかかわらず、大変にぎわってました。

両方の施設とも地元が第一との考えをとっており、観光客だけでなく、地元の人たちのスーパーとしての役割を果たしています。

そこで、まず多度津町の地元の農産物や水産物を加工して販売する6次産業の実態はどうなっているのか、お伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

金井議員の、農水産業の6次産業化についての多度津町の地元の農産物や水産物を加工して販売する6次産業の実態はどうなっているのかについて答弁さ

せていただきます。

6次産業化の定義でございますが、農林水産省のホームページによりますと、農林漁業者である1次産業事業者が農産物などの生産物のもとと持っている価値をさらに高め、それにより農林漁業者の収入、所得の向上をしていくことです。

生産物の価値を上げるため、農林漁業者みずからが農産物等の生産だけでなく、食品加工の2次産業、流通販売の3次産業にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものでございます。

本町における6次産業化の手本といたしましては、オリーブの「蒼のダイヤモンド」、シルバー人材センターの「たどついちじく」、「白方かき」のカキ小屋等がございますが、6次産業化はその商品、サービスを収益化して持続的に事業を運営するため、さまざまな専門知識や技術が必要となるなど幾つかのハードルがあるため、農産物を加工した商品開発にとどまり、6次産業化に進展することが難しいのが現状でございます。

一方、町内産の農水産物を活用した特産品の商品開発等につきましては幾つかの問い合わせをいただいておりますので、国、県、町の助成制度等の研究及び情報の提供等で協力しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

古川議員のたしか質問でもありましたように、今、多高の生徒が大変研究にいろいろ頑張っておりますので、どうかそちらとも連携のほう、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

関連でいきます。

四変テック株式会社とたどつオリーブ生産組合とが共同出資して、オリーブ加工販売会社「株式会社蒼のダイヤモンド」を設立しております。

地元多度津の畑で大切に育てられたオリーブを加工、販売する取り組みは2014年からスタートし、2016年10月より自社工場による加工・販売が始まりました。

オリジナルブランド「蒼のダイヤモンド」として、オリーブドルチェ（新漬け）、エキストラバージンオリーブオイルを地元JAや県内お土産店、都市圏物産展及び高級スーパーで販売しており、品質がよく、好評だと聞いております。

ふるさと納税の話になりますが、全国の自治体ではふるさと納税のお礼の品として各地の名産品が提供されておりますが、多度津町ではどのようなになっておりますか、お伺ひします。



政策観光課長（河田 数明）

金井議員の、ふるさと納税返礼品における多度津町名産品についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、ふるさと納税の返礼品として、多度津産エキストラバージンオリーブオイル、白方かき、清酒、いちじくジャムなど、多度津町における特産品を中心に、平成30年5月31日現在で合計85品目を返礼品として登録しているところでございます。

平成29年度において特に発送数が多かった返礼品といたしましては、「蒼のダイヤ」オリーブオイルセット、上乾ちりめん及び「白方かき」が挙げられます。

金井議員のご質問の中で例として挙げられた「蒼のダイヤ」に関連する製品につきましては、多度津産オリーブオイルやイタリア産とのブレンドオリーブオイルまた新漬けセットなど、8品目を返礼品として登録しております。

その中でも、多度津産オリーブオイルにつきましては寄附者の方から香り高くおいしいといったお声を頂戴しており、リピートでのお申し込みをいただくなど大変好評を博しているところでございます。

また、そのような中、先日発売された、全国各地のふるさと納税返礼品を紹介する雑誌におきまして、「四国地方イチオシベストテン」の中に掲載をされたところでございます。

今後におきましても、ふるさと納税推進事業のより一層の振興、そして地域産業の活性化を図るため、随時、返礼品の追加や効果的なPR活動等を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

ふるさと納税のこの質問に合わせたように、けさの四国新聞の第1面に、県内8市9町のふるさと納税の寄附額、2016年、2017年の増減が記載されてました。

増が3市7町、減が5市2町で、減の2町に多度津町は含まれております。2016年、1億1,548万円、2017年度、1億1,018万円、約530万円の減となっております。

では、今年度2018年度目標額、またそれについてどのように対応していくのか、お伺い申し上げます。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

私もけさ新聞を見まして、このようなご質問が来るのではないかととは思っておりましたが、おっしゃられたとおり、昨年度より寄附金額は下がっており

ます。

理由といたしましては、まず返礼品の割合、というのが規制がかかってまいりまして、昨年12月1日に返礼品が30%以内となるよう寄附金の増額を行っております。

それも一つの原因であろうかとは思いますが、昨年度はインターネット経由で寄附をされた方に対しましてインターネット会社のほうがポイントを加算するという特別キャンペーンを行った時期があります。

それが昨年度はなかったという部分で、それも影響しているんじゃないかと思っております。

その中に、今年度予算に計上させていただいております、ふるさと納税の寄附目標でございますが、1億7,000万円として目標値とさせていただいております。

そんな中、やはり寄附者の方に多度津町を宣伝していかなければならないということで、今現在、東京の地下鉄のほうに、路線名が今すぐ出てきませんけれども、多度津町のふるさと納税のポスターを各車両に1つずつなんです。

それを来年5月まで1年間、出していただくようになっております。機会があれば、またそのポスターを多度津町庁舎内に張っておきますので、ぜひ見ていただけたらと思っております。

以上、いろんな取り組みをしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議員（金井 浩三）

執行部の方がどのように努力されるかは、その結果は数字によって素直にあらわれてきますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

次、関連で、白方のかきやいちじくジャムなど町内にもよいものはありますが、もっとうまく売り込んでいったらいいと思います。

農水産業の6次産業化は、多度津町の農業や水産業の活性化だけでなく、多度津町の魅力アップにもつながると思います。

そこで、今後、町として6次産業化にどのように取り組んでいくのか、ご答弁をお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

金井議員の、今後、町として6次産業化にどのように取り組んでいくのかについて答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、6次産業化は単なる商品づくりだけではなくビジネスであるため、収益化して持続的に事業を運営するためにさまざまな専門知識や技術が必要となるため、1次産業事業者が単独で取り組むことは難しい状況でございます。

しかし、町といたしましては、素材としての町内産農水産物のPR活動や農水産物等を活用した商品開発及び販売は重要課題として認識しておりますので、商品開発や広報活動につきましては、国、県、町の既存の助成制度や町の情報網の活用、またJA香川県等の各団体とも協力しながら行っているところでございます。

今後は、町内の食品製造会社等の民間事業者及び学校教育機関、並びにJA香川県の各生産部会等との連携を図りながらの商品開発の促進案、定住自立圏のネットワーク等を活用した販路開拓への協力、また商工会議所や金融機関とともに商品企画や事業計画の作成等の実践的なことが学べる講習会の開催なども研究してまいります。

このような支援を実施することにより、特産品開発が促進され、地域が活性化し、地域の皆様の意識や意欲も高まり、農林漁業者みずからが農水産物を収穫し商品開発を行い販売する6次産業化につながっていくのではないかとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

ご答弁ありがとうございました。

どうかこれからも連携を密にして、どうかよろしく願いいたします。

今後の町の積極的な取り組みを期待して、3番金井浩三の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって3番、金井浩三議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は13時ちょうどにしたいと思っております。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時0分

議長（志村 忠昭）

そしたら、休憩前に引き続いて一般質問を続けたいと思っております。

次に5番、隅岡美子君、お願いいたします。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

順次、一般質問をさせていただきます。

1つ目は残菜全般について、2つ目は子供見守りについて、2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目の残菜全般についてであります。

急速な少子・高齢化が進む中で高血圧、糖尿病などさまざまな生活習慣病の増加などの問題を抱える現代社会において、生涯を通じて心豊かな生活を送ることは全ての町民の皆様の願いではないでしょうか。

特に、幼少期のころに食べたり、飲んだり、口にする食生活が将来の健康な体づくりに必ずかかわってくると思います。毎年6月を食事月間、毎月19日が食育の日と定められています。

以前にも質問をさせていただきました。その後、学校現場での食育の取り組みについて伺いたします。

また、平成30年度予算額、残菜処理業務委託料99万8,000円と毎年約100万円の予算額が組まれています。

捨てるものに皆様の貴重な税金を使わせていただいていることに疑問を持っています。

少しでも残菜を減らす努力をしているのでしょうか。

お尋ねをいたします。

1、どのような目標設定を考えているのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の学校給食における残菜を減らすための目標設定についてのご質問にお答えします。

隅岡議員ご指摘の残菜処理業務委託料99万8,000円についてですが、残菜の中には給食センター共同調理場において下処理段階で出されるごみ、すなわち野菜や果物の皮や卵の殻等のごみと学校から返却される食べ残しである残食があります。

これらの残菜を処理するために専門業者に業務委託しているところです。

残菜の内訳は、下処理で排出されるごみがほとんどで全体の95%を占めています。

これについては、基本的に家庭のごみと同様に処理しなければなりません。

また、残り5%が学校から返却される残食であります。

ご質問の具体的な目標設定については現在設定しておりませんが、近年残食については減少傾向にあります。

今後とも、学校と連携を図りながら残菜が少なくなるような取り組みを進めたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁ありがとうございます。

それで、先ほどのご答弁の中に残菜を処理するために専門業者に業務委託をしているところでありましてご答弁をいただきました。

私の考えていることなのですが、今現在はそうなっておりますけれども、家畜の餌として飼料として、そういった無料で引き取っていただけるというようなことについてはいかがでしょうか。

そういった考えがないかもしれませんが、お願いします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の質問についてお答えいたします。

今、委託業者で98万円で委託業務をしておるということでありますけれども、委託業者については、その処理というのは肥料としても扱っているというのを聞いております。

そして、金額のことでいいますと98万円の内容なんですけれども、残菜処理委託料としては1カ月大体2,400キログラム、そして11カ月、消費税の1.08ということで、そして1キログラムは35円ということで計算して委託料を予算化しております。

その内容なんですけど、なかなか運搬だけでもたくさんの費用がかかるということで1年間の運搬のことも考えると一定の委託料の金額は必要なんではないかなというふうに思っています。

できるだけ量を少なくして努力していきたいとは思っていますけれども、今現在そういうことで進めております。

以上です。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

一般質問の今読み上げた文章の中ですが、学校現場での食育の取り組みについてお伺いいたしますと、このように問うておりますので、その取り組みについてもお伺いいたします。

教育長（田尾 勝）

学校現場での具体的な取り組みについてのご質問にお答えします。

新鮮な野菜とか果物を処理するとなると当然ごみが生まれ、下処理段階で排出されるごみを減らすことは、給食センターの中で出すごみを減らすということは非常に難しいことであると思っています。

ですから、残食を減らすためにまずは学校現場としても給食センターとしても、まずは残食の実態を把握するということが極めて大事なんではないかなと考えております。

学校から出される残食については毎日給食に出た食べ残しとして調理員さんたちの手で整理されております。

その際、学校別とか献立別に分別されてそれぞれの品目別の重さが測定されて、それぞれパーセンテージでどの程度食べ残しが出ているかというのを調べております。

この食べ残しのデータは、各学校にもお知らせしその課題の共有化を図っております。

こうした課題解決を図るために学校と給食センターと連携した食の教育を推進しており、子供たちによりよい食の習慣を身につけさせたり、また献立委員会等で献立の工夫、調理上での調理の工夫をしたりする中で食べ残しをできるだけ少なくしようと努力しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁ありがとうございました。

学校現場での具体的な取り組みのご答弁をいただきましてありがとうございました。

学年ごとの量を把握しておるのか、またどのようなメニューのときが残食が多いのでしょうか。

わかる範囲でお答えをいただきたいんですが、お願いいたします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の残食の実態、どのような状態であるかということについてのご質問だったと思うんですけども、1つは校種、学校によって若干の違いが、幼稚園等について、校種によって大きな違いがあるというふうに考えています。

学年が上がるにつれて残食が少し多くなっているというのが一つあるんじゃないかなというふうに思っています。

2つ目は、季節によって残食の割合が高くなる季節、すなわち夏の暑い季節になると残食の率が高くなっているのではないかなというふうに思います。

それと、残食の献立についてはパンよりか御飯、また麦とかそういう食べ物が出たときには少し多くなっているんじゃないかなというふうに思っています。

傾向としてはそういう傾向があるのではないかなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

学年が上がるにつれて残食も多くなっている、また季節によっても割合が高くなるという理解をしております。

給食をつくる時全体の量は決まっておりますが、例えば100%が全体とした

らそれ以上を多分つくっていると思いますが、何割増しぐらいでつくっておりますか。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の質問に答えます。

献立数は毎回正確に把握して、そして調理していますので、基本的には献立数だけの分を調理しておるという状況であると考えております。

以上です。

議員（隅岡 美子）

献立数だけ調理をしているということのご答弁ありがとうございました。

では、どうして残食ができるのでしょうか。

私が思うのは配膳の仕方、一応皆さんにずっと配膳をしますよね、食器に入れて。

それで、おかわりするのみんなが全部配食が終わってから、子供たちによっては残す子供もいるし、またおかわりをする子もいるので、配膳をするときに先生方はわかると思うんですが残すであろうという子供のほうにはちょっと少な目によそうとか、そういったことのちょっと配膳の仕方などを今後考えたらどうかなって思うんですが、いかがでしょうか。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の質問にお答えします。

学校給食が実施されているときは、教員も必ず担任の教員がついて子供の様子とかそういうのを見ながら配膳等についても目配りをしておるところだと思います。

教員から見るとその場合は給食指導であるわけですから、そういう食べ残しがないようにすると同時に子供同士がお互いのことを知り合いながら配膳の量を調整したりしているのではないかなというふうに思っていますけれども、それは学校のそれぞれの学級での先生の指導に係っていくのではないかなというのと同時に子供に食べ残しをしないような食の教育というのをしていくということが大事なんではないかなというふうに思います。

食べ残しの多いものについては、献立委員会でもよく意見が出てきます。

そのときには、調理の仕方を先ほど申しましたように栄養教諭の人あるいは給食調理場の人がどのような食べ方やったら子供にとって食べやすいのかというのを日々改善しておりますし、給食調理場のそういう実態を踏まえて、栄養教諭の方が各学校を回って食べ残しをなくして、こういう栄養があるよというような栄養指導も含めて授業の中で子供たちに啓発しております。

また、それぞれの献立がおいしいものだというので、栄養のあるもんだと

ということで献立の委員会の報告などをホームページに載せたり、最近では毎日の調理した献立を写真に撮って、今日はこういう献立だったっていうのを保護者の方にもお示しして具体的にみんなで食べ残しがない食の教育をやっているという状況であります。

以上、隅岡議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

例えば、私が考えますに、その日の残菜を食缶に全部入れて何年何組の食べ残しはこんなにありましたよ、食缶の中に入れたんを子供たちにはい言うて見せて子供たちは臭いとか、汚いとか、たくさん食べ残しがあるとか、減らさないかなとかそれぞれ考えると思うんです。また、感じ取ると思うんです。

そういったこれも食育の教育でもあるし、食品ロスの観点からも大切な授業だと思っております。

そういったことで、もったいないというのを教材としてはどうかなってこのように思っております。

そういった授業も大切になってくるのではないかなってこのように思います。

給食センターのほうも献立の作成に本当に工夫をしてくれとというのは、私も理解をしております。

今後もまた、そういったしっかりとデータなんかを継続してとることによって少しでも残食を減らしていこうという、こういった考え方を学校全体で取り組むということを今後も期待をしまいたいと思っております。

それでは、大きな2点目の質問に入りたいと思います。

2点目は、子供見守りについてであります。

新潟県において悲惨な事件が起きました。

最近では、このような悪質きわまりない卑劣な事件が起きています。

私も子を持つ母親として心が痛みます。

多度津町内でも声をかけられたりしたと聞いています。特に児童・生徒の登校、下校時など一人になるときが心配です。

そこで、お尋ねをいたします。

1、通学路の危険箇所一斉点検を実施してはどうか。

よろしく願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の通学路の危険箇所の一斉点検を実施してはどうかについてのご質問にお答えいたします。



本町の小学校では、子供たちの安全確保のためさまざまな取り組みを実施しております。

例えば、多度津小学校では年3回各学期末に行う地区児童会に小学生と教職員だけでなく地域の方も加わり各地区の危険箇所を把握して見回りや注意喚起をしていただいております。

また、PTA安全部会の方々が中心になって校区内の危険箇所を把握していただき、必要に応じて学校からメールで保護者に連絡しております。

豊原小学校では、PTA母親部会が豊原校区気をつけマップを作成し配付しております。

校区の地図上に危険箇所及びその具体的な状況を記載し親子で確認できる内容になっております。

また、保護者や子供たちにアンケートを依頼し、年に3回程度マップの内容を更新しております。

そのほかにも、子供たちが集団下校する際に教職員が随伴し一緒に危険箇所を把握したり、改善方法を考えたりするなど各学校がそれぞれ工夫して取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

詳しくご答弁ありがとうございます。

ここには、ご答弁の中には多度津小学校、そして豊原小学校が入っておりますが、白方小学校、四箇小学校においても取り組みをお示してください。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の再質問についてお答えいたします。

まず、四箇小学校についてでございますが、四箇小学校においては週1回の集団下校の際、担当の教諭が注意喚起を行ったり、民生委員さんを中心に地域の方々が巡回してございます。

通学路の危険箇所についての情報を受け地域の方々とかPTAの方々から情報を受けてそれを改善する取り組みをしてございます。

白方小学校についても、地域の方々に毎日のように見守りを行っていただいております、学校の先生につきましても子供の通学路を点検し危険箇所の情報について情報を収集し、それに対する改善する取り組みのほうを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございます。

私も小学校のほうなんです、あるボランティアでしておる男性の方ですけ

ど、毎日登校、下校のときに、それも下校のときは学年によっては時間が変わっておりますので、1回下校の児童を送り届けてまた次の下校の時間に合わせるようにまた学校のほうへ見守りに来て、それを365日している男性の方がいらっしやいまして本当に頭が下がるなって、どの地区も皆さんでしっかり見守りをしているなってこのように感じておりますし、すばらしいなどこのように思っております。

そういう人がなくては見守りはできないなど不十分であるのでないかなって思っております。

それで、一斉点検を実施するときのメンバーなんですけれども、先ほどPTAの方とかそれから地域の方とか、それから学校の先生方とかがしているということなんですけれども、そういった方々以外にほかにどういった方がいらっしやるんでしょうか。

お願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の再質問についてお答えいたします。

危険箇所を点検する際についてですが、先ほど申し上げました地域の方々でありますとかPTAの方々、民生委員の方々にご協力いただいているところでございますが、そのほかにも自治会の方々でありましたり、時には警察の協力も得ながらそういう点検をしてございます。

以上、答弁させていただきます。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

そういった方たちだけに任せるのではなくて、多度津は深刻な被害はないと今思っておりますが、それはわかりません。

やはり地域全体で子供を見守っていかなければならないと思います。

今後、そういった見守り隊というのかな、名前はわかりませんが地域ぐるみで見守っていかなければならないということで、そういったボランティアのグループなんかを設立をしていかないといけないかなとこのように考えます。

これも、要望でございます。よろしくお願いいたします。

少し見守りの話とはずれるかもわかりませんが、危険箇所という観点からは、先日山階の青木の交差点で17日の土曜日の運動会の際にも事故が起きて、次の日曜日のときも事故が2日続けて起きました。

そういったシャッターがへこんだり、デリネーターが傾いたり、そういったことで被害は出ておりました1人救急車で運ばれたとこのように聞いております。

それを受けて私も、23日にちょうど雨でした。それで、この交差点は一体車が何台通るのかなと思うて、こんなに事故が多いんだったら、立て続けに2件ということで、非常に心配をしまして交通量を調べました。

これは、5月23日であります。時間は、7時から8時と8時から9時の本当にわずかな時間でしたが、7時から8時の1時間の間に自動車が138台、バイクが2台、自転車が28台、合計168台で、8時から9時の間は自動車が224台、バイクが5台、自転車が12台、合計241台です。

トータルをしますと2時間の間に自動車が362台、バイクが7台、自転車が40台、合計2時間の間に全てのものを合わせますと409台と。

自転車は中学校の生徒さんが主でしたけれども、409台の車両が通ったということで、何とかせないかんというところがございます。

こういった青木のほかにもそういった危険箇所、防犯とも少しは関係ありますけれども、そういった危険箇所がほかの地域にもあるんじゃないかってそのように私は思いますが、そういった危険箇所は調べた限りはどんなんでしょうか、現状としては。お答えください。

総務課長（岡部 登）

ただいまの隅岡議員の再質問でございますが、交通のほうを担当しております総務課のほうから答えさせていただきます。

町内のさまざまな道路において、交通事故のあった件数というのを警察署のほうから示していただいたことはございます。

それによりますと、ある程度事故が起こる道路については複数回と申しますか繰り返し起こっているようでございます。

そういったことも含めて教育課のほうとも連携を密にして子供たちの安全・安心のためにこれからも検討していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議員（隅岡 美子）

ちょっとトーンが弱いような、そういった気もいたしますが繰り返し起こって、本当に待たないでありますので、今後もさらに検討をいつまでにするかとか、そういったこともしっかりと考えていただきたいと思っております。これは、もう切に願います。

2つ目の質問ですけど、死角になるところに防犯カメラの設置を考えてはどうかということでございます。

よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の2点目の死角になるところに防犯カメラの設置を考えてはどうかに対し答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の防犯カメラの設置でございますが、県内では防犯カメラ付緊急警報装置事業がございました。

これは、子供や女性を悪質な声かけ事案や性犯罪等から守るため、平成21年度から平成26年度にモデル事業として国の臨時交付金事業等を活用し、香川県が公園や通学路に312基を設置したものであります。

本町でも12自治会に14台のカメラが設置されております。

この事業では設置後8年間は県が修繕費を持つため、本年から撤去もしくは地元自治会への譲渡などが始まっております。

また、この事業を発展させるため平成28年度に香川県警察防犯カメラ設置促進事業という制度が創設され、平成28年度には47基、平成29年度には49基の設置を行っております。

この制度は、対象が自治体と自治会等の住民団体で防犯カメラの設置の初期費用を50%以内で上限30%とするという補助事業であります。

さらに、この制度は本年5月に改正をされ補助対象によって補助金の上限や補助率等が変わりました。

これによって自治会等から直接補助申請ができる制度となりました。

ほかにも、高松市と丸亀市で実施された警察管理の街頭防犯カメラシステム事業では、カメラ設置後に刑法犯認知件数が減少傾向になったとの結果が出ております。

以上のように、少しでも安心して暮らせる町にしていくためには、さまざまな事業と連携した地域での見守り活動を強化することが大切だと考えております。

その中で、防犯カメラの設置は犯罪の予防対策の一つとして有効な手段だと思われまので、当該制度の有効活用について、また町単独事業としても今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

その後の成果も、犯罪認知件数が減少傾向になっているといういい結果が出ているとご答弁をいただきました。

町なかも随分アパートができたりいろんなお店ができたりとさま変わりをしております。

そういったところで、また死角になるところが新たにできてくる場合もございます。

また、たまり場になったり。そういったことで、今後新たに防犯カメラ、点検ももちろん必要でございますが、また新たな防犯カメラを設置しようとい

うことでそういったことも踏まえて今後もしっかりと、ただ検討するのではなくて実際に動いていただきたいなど、このように思っております。

最後にもう一度、通学路の一斉点検のことでもう一度お伺いをいたします。

これが、最後でございます。よろしくお願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の通学路の一斉点検を実施してはどうかについてのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、各小学校において通学路の危険箇所の把握等について取り組みを実施していることから、今後お互いの取り組みを紹介し合い、危険箇所の把握方法や町内のどこにどのような危険箇所があるか等の情報を共有していくことが大切だと考えてございます。

これらを進めていくことで、議員ご指摘の危険箇所一斉点検につながっていくと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

実際に現場へ行って、実際に歩いて、ちゃんと目で見て本当にここが危険であるか、どのような危険があるのか、死角についてなどなど実際に足を運んで、これからもしっかりと危険箇所の点検、また実施を、防犯カメラも含めた全体を考えて安全・安心の多度津町を目指してこれからもしっかりと頑張っていたいただきたいなってこのように要望をしておきます。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって5番、隅岡美子議員の質問を終わります。

次に10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成30年多度津町議会第2回6月議会定例会におきまして、1、高齢者免許返納増の対策と地域公共交通に関する住民アンケートの集約、分析結果について、2、道徳正式導入現場と外国語（英語科）移行期間中の新設による教育現場と生徒への影響、問題点について、3、10月からの生活保護法改定（引き下げ）での町への影響と問題についての3点について町長及び教育長、そして各関係担当課長に質問をいたします。

まず最初に、高齢者免許返納増の対策と地域公共交通に関する住民アンケートの集約、分析結果についてであります。

2017年に香川県内の65歳以上の高齢者で免許保有者18万1,156人、前年比4,768人増のうち運転免許証を自主返納した人は、前年比18.8%増の3,908人になったことが香川県くらし安全安心課のまとめでわかりました。

また、75歳以上では保有者5万8,281人、前年比2,635人増で返納したのが2,973人、前年比で857人増、返納率は5.34%で全国平均4.95%を上回っているとのことでもあります。

そして、2017年の改正道路交通法施行で、75歳以上の認知機能検査が強化されたことが返納者を押し上げたと見られ、2年ぶりの2桁増となったわけでございます。

2016年末の65歳以上の免許人口17万6,388人に占める割合、自主返納率は県全体が2.22%、市町別では小豆島町の3.03%が最も高かったそうでもあります。

県のまとめによると、返納者が前年を上回るのは県が集計を始めた2011年以降、6年連続となりました。

特に2014年、2015年は県が2014年11月にバス運賃や飲食店、タクシーやスーパーマーケットでの料金の割引が受けられる優遇制度を導入したことで2年連続で前年比1.6倍増となったことでもあります。

その後も全国で相次ぐ高齢ドライバーによる重大事故を受けて、自身の判断や家族らの勧めによる返納がふえ、さらに2017年は認知症検査の強化をきっかけに自身の運転に危うさを感じていた人の自主返納が進み、返納者が4,000人に迫る過去最多となったことでもあります。

香川県全体の返納者3,908人を年齢別では、65歳から69歳は350人、80歳から84歳が1,081人、85歳以上が1,018人と80歳以上が全体の半数以上を占め、80歳を境に返納者がふえる傾向となっております。

自主返納率を県内市町別では、1位小豆島町3.03%、2位土庄町2.83%、3位琴平町2.58%が上位で、さらに坂出市、高松市と続き、我が多度津町は2.25%の第6位となっております。自主返納率が高く、最も低かったのは17位の直島町の0.66%だったと報じられており、都道府県別での自主返納率では香川の2.22%は前年と同じ10番目に高く、上位は東京の3.83%、大阪の3.70%、神奈川の3.03%で、公共交通機関が発達している都市部が占めております。

また、自治体独自の施策を実施している地域ほど返納率が高い傾向があると県警の運転免許課が分析しているということでもあります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目に、町内での65歳以上及び75歳以上の免許の保有者は何人いるのか。

免許返納者は具体的に何人なのか。

その理由は何なのか。

3点目に、高齢者の免許返納による孤立化、世代間交流、支え手としての地域

参加、寂しい老後を生まないためにも町内循環型コミュニティーバスの運行が急がれるが、公共交通に関する住民アンケート調査の集計、分析結果はどうであったのか。

また、施策は具体的に考えているのか。

4点目に、免許返納者の足を確保するために、当面1、歩行者であり、2、操作簡単、3、消費税はかからず、4、免許は不要、5、電気で動ける、約37万円前後のセニアカー、電動四輪車への町独自の一部補助はできないのか。

そこで、セニアカーというのはご存じのとおりこのようなことでございます。

以上、第1点目に4項目について質問いたしますので、よろしくご答弁をお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の高齢者免許返納増の対策と地域公共交通に関する住民アンケートの集約、分析結果についてのご質問の町内での65歳以上及び75歳以上の免許保有者は何人いるのか、また免許返納者は具体的に何人なのか、その理由は何なのかに対し、答弁をさせていただきます。

多度津町の運転免許保有者数は、香川県統計調査資料によりますと平成28年12月1日現在で1万5,928人ですが、そのうち高齢者免許保有者数につきましては公表していないとのことでございました。

全国でのデータであれば先ほども答弁させていただきましたが、警察庁の運転免許統計で公表されており、平成29年度版では総免許保有者数8,225万5,195人のうち65歳以上の保有者数は1,818万3,894人で22.1%、75歳以上に限れば539万5,312人で6.5%となっております。

また、多度津町における平成28年度の高齢者免許自主返納者数は83人、うち75歳以上の返納者数は65人であります。

平成29年度においては71人、うち75歳以上の返納者数は60名であります。

返納の理由につきましては、それぞれ事情があると思いますので把握はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員の高齢者免許返納増の対策と地域公共交通に関する住民アンケートの集約、分析結果についてのご質問のうち、返納者に対する町独自の施策はどのようなものがあるのかについて答弁をさせていただきます。

平成28年度から現在まで免許証を返納いただいたときにたどつ共通商品券を1万円分交付しております。

続きまして、公共交通に関する住民アンケート調査の集計、分析結果はどう

であったのか、また施策は具体的に考えているのかについて答弁をさせていただきます。

アンケートにつきましては、町内から無作為に2,000世帯を抽出し調査票を郵送した結果、919通、約46%の回答がありました。その中で、「公共交通の何が満たされれば利用したいか」という問いに対しては、「乗降場所までの距離が近い」や「目的地に直接行けること」を希望する意見が多くなっております。

70歳以上に絞った回答でも同様で、年齢に関係なくバス停等までの移動に不便を感じるという結果となっております。

また、自宅から乗降場所までの距離に対しては自宅前を含む100メートル以内が38.2%と最も多く、70歳以上に限りますと42.3%とさらに多くなっております。

次に、「乗りかえの回数」について最も多かったものは「0回」であり、これも年齢に関係なく身体的な負担軽減を望む声は多くありました。

また、コミュニティーバスは時刻表どおり運行されるといった特性上、予約が不要といった長所がありますが停留所の場所や時間の制限が大きいという短所があります。

次に、デマンド交通はコミュニティーバスに比べて場所や時間の制限が小さいという長所がありますが、時刻表がないため予約と毎日の運行計画作成が必要であること、バスよりも積載人数が少ないといった短所がございます。

また、福祉タクシーは通常のタクシーと同じ運用であることから場所や時間の制限が最も小さくコミュニティーバスやデマンド交通で生じる無駄なコスト、つまり利用がないときでも車両を確保しておかなければならないといった経費が発生しないという長所があります。

デマンド交通と違いエリア外までも乗っていけることも長所ですし、既存のタクシー業界を圧迫することはありません。

これらの回答からは、タクシーのようなドア・ツー・ドア形式のものニーズが強いと考えられます。

今後は、このアンケート結果をより詳細に分析し、これまでの答弁でも申しましたとおり高齢者の交通手段確保が喫緊の課題であると認識しておりますので、町民の皆様のニーズに沿ったものであることはもちろんのこと、それぞれの交通手段による長所、短所、またその事業による本町財政への影響や地理的特性を踏まえどのような施策が最適なのか早急に検討してまいりたいと考えております。

その中で、これも以前議会の答弁でも申し上げましたとおり地域公共交通会議を立ち上げて何らかの形で社会実験などを行い、そこで研究していく必要



があるとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員ご質問の運転免許返納者に対する電動四輪車の購入補助につきまして答弁をさせていただきます。

現在、介護保険制度におきましては、要介護2以上の方であって電動四輪車が必要とケアマネジャーが判断した方に対してはケアプランに基づき福祉用具貸与サービスにおいてレンタルができる制度がございます。

今回、議員ご質問の町独自で購入の一部補助につきましては、現時点では考えておりませんのでご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁ありました電動四輪車につきまして、要介護2以上が福祉用具貸与サービスでレンタルしたらできるということですが、お聞きしたいことはレンタル料はどのぐらいなのか、そしてまた使用料は自己負担なのか、補助があるのか、そしてまた使用期間は日貸し、週貸し、月貸し、年貸しなのかお聞きしたいと思いますので、よろしく答弁お願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の再質問にお答えをいたします。

レンタル料金については、細かい数字はわかりませんが、今言いましたように貸与サービスというのは介護度2とか3とか4とかということで、サービスを受けられる限度がございます。

その中に組み込まれているものでございますので、個人負担が1割負担だとか2割負担だということで支払いは請求されると思っております。

以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

使用期間。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

使用期間は、サービスに入っている以上はいけると思っております。

議員（尾崎 忠義）

次に、道徳の正式導入現場と教科書問題及び外国語（英語科）移行期間中の新設により教育現場と生徒への影響と問題点についてであります。

森友、加計学園問題、公文書改ざんや隠蔽問題、データの捏造やセクハラ問題など道徳を身につけていない人に道徳を語る資格があるのでしょうか。

教育現場では評価を問われる先生たち、世界の歴史観とずれた教科書が中学校にも導入の危険性があります。

ことし、小学校ではこの4月から特別の教科として教科書を使った道徳の授業が始まり、約2カ月間余りが経過しようとしております。

また、中学校では来年の2019年から道徳の授業が始まります。

学習指導要領には、学校における道徳教育は特別の教科である道徳をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行わなければならないと規定しております。

つまり、全教育課程が道徳を土台にして行われることになっているのであります。

これは、戦前に修身を筆頭の教科としたことと酷似しており、小学校の学習要領に上げられている道徳の項目は、1年生から2年生で19項目、3年生から4年生で20項目、5年生から6年生で22項目あり、6年生では、1、主として自分自身に関する事、これが6項目。

これには、(1)善悪の判断、規律、自由と責任、(2)正直、誠実、(3)節度、節制、(4)個性の伸長、(5)希望と勇気、努力と強い意志、(6)心理愛の探求。

2、主としてほかの人とのかかわりに関すること5項目。

これは、(1)親切、思いやり、(2)感謝、(3)礼儀、(4)友情、信頼、(5)相互理解、寛容。

3として、主として自然や崇高なもののかかわりに関すること4項目。

(1)生命のとうとさ、(2)自然愛護、(3)感動、畏敬の念、(4)よりよく生きる喜び。

4番目として、主として集団や社会とかかわりに関することが7項目。

これは、(1)規則の尊重、(2)公正、公平、社会正義、(3)勤労、公共の精神、(4)家族愛、家庭生活の充実、(5)よりよい学校生活、集団生活の充実、(6)伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度、(7)国際理解、国際親善。

どれも大切な内容のように見えますが、4の集団や社会とかかわりに関することの内容、項目では、個人が学校や社会、地域、国にいかに関与し役立つかということが強調されております。

一方、社会が個人の自由や平等を守り、保障するといった項目や平和に関する内容は非常に乏しく民主主義に関する項目は皆無であります。

国を愛し、社会に貢献することが国民としての第一義であり、国家が求める理想的な国民たれという考え方が濃厚にあらわれているように見えます。

国を愛するという個人の内面にかかわる事柄を政府が国民に提示し、それを強制していくということに戦前と同じ雰囲気を感じるわけであります。

道徳を教科にしなければならない理由、きっかけは、2011年10月に滋賀県大津市で起きた中学校2年生の自殺事件と言われております。

事件の翌年、いじめ防止対策推進法が国会で可決され、そして2013年2月にいじめ対策の一つとして道徳教育を教科として位置づけることが教育再生会議の提言により盛り込まれ、この提言を受けて設置された有識者会議では、道徳の教科化を進める理由として、いじめ防止に大きな効果が期待できる、学校教育の真の中核としての役割を果たすべきなどを上げ、道徳の教科化に学校におけるいじめの防止が大きな目的として位置づけられていたのであります。

国家が重視したい特定の価値を国民に押しつけることにつながりかねないといった批判の声も上がっており、道徳を特別の教科にすることによって、いじめはなくなるわけではないわけであります。

いじめをなくするためには本当に必要なことは、教師の数をふやし、1クラスの生徒数を減らし、会議を減らし、教師が子供たちと向き合える時間をふやすこと。

子供たちがどんな状態にあるのかをじっくりと考え、地域や保護者、専門家を始め、社会全体で取り組むこと。

保護者や子供を苦しめる貧困をなくしていくこと。

そして、何よりも政治による教育への介入をなくし、目の前の子供たちにとって必要な教育はどんなことかということをもとから考えていける環境づくりが必要だと思われまます。

教科になるということは、評価が行われるということでもあります。

特別の教科道徳の目標は、小学校学習要領では道徳的諸価値についての理解をもとに自己を見つめ、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることとされております。

学習を通して身につけた判断力や心情、実践意欲、態度が評価され、これらは全て人間の内面にかかわることであり、自分の内面を教師に評価される子供たち、また子供たちを評価しなければならない教師たちはどんな思いを持っているのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

1、本音を言っているのか戸惑う子供たち、何を基準に評価したらいいのか悩む教師、学校現場での教師の声は集約されているのか。

また、教育現場では道徳が教科化になり、どんな議論になっているのか。

2点目に、道徳の評価は絶対にしてはならないと考えるが、教育長はどう思うか。

また、教師用の道徳の本が不足していると聞いているが、町ではどうか。

3、教育で子供たちの成長の足場が奪われるのではなく、人間の尊厳こそが

第一であり、それが大切にされることが最も重要であり、自分は大切にされている、自分は認められていると感じ、ともに生きていく共生の社会をつくることのできる子供たちを育てることが教育の任務であると考えがどうか。

4点目に、香川県教育委員会は、教科書見本の展示会として、全国で使用される教科書を県内14会場で6月15日金曜日から6月28日木曜日まで14日間開催をし、1、小学校用教科書、2、中学校用教科書、この中学校用教科書は平成31年度から全国の中学校で使用される特別の教科道徳の教科書の見本や現行各教科の教科書の見本、3、特別支援学校知的障害者用の教科書、これは文部科学省著作教科書であります。

4点目に、高等学校用の教科書、これは県内6展示場で展示されますが、展示実施会場名、展示時間、休館日など、教員、教育関係者はもとより、保護者など広く県民に公開することを目的として実施しているが、どのようにして町として町民に周知するのか。

5点目に、教育現場における教師の労働実態は過密になっているが、どのような労働時間になっているのか。

また、改善策はどのようにしているのか。

5つをお尋ねいたします。

よろしくご答弁お願いします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の学校現場での教師の声は集約しているのか、またどんな議論になっているのかについてのご質問にお答えします。

尾崎議員ご指摘のとおり、小学校では本年度より、中学校では次年度より特別の教科道徳が実施されることになりました。

教育基本法にある教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すとあり、その基盤としての道徳性を養うことが道徳教育の目標であります。

現在も、学校における道徳教育は道徳科をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより各教科、外国語活動、総合的な時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して適切な指導を行うことと新しい学習指導要領の総則にも示されております。

これまでと大きく変わらない前提となる考え方のもとで実施されることになりました。

ただ、教科となることで新たに使用される教科書の教材についての研究、評価の研究が必要になります。

ここに負担感、不安を感じる教師がいるのかもしれませんが。

こうしたことから、校長、道徳推進教師が中心となり、教職員同士が協力しながら学習指導要領、教科書の研究、評価の研究を進める必要があります。

具体的には、自己研修だけでなく、校内の現職教育の中で、また県下の教職員の自主的な研究組織である香川県教育研究会、また仲善地区の教職員が参加して進める仲善地区の道徳部会の中では、道徳の授業づくりをどのように進めればよいかを授業実践、討議を通して協力しながら研究を進めております。

学校現場では、主体的、対話的で深い学びという視点で道徳教育のあり方を問い、充実を図る授業づくりについて工夫、努力しております。

さらに具体的に言いますと、自己とのかかわりの中で考えること、多面的、多角的に考えること、一人一人の成長を丁寧に見取る評価をすることなどに力を入れた研究を進めております。

内容的には、いじめや情報モラルなどの現代的な課題にかかわる教材の研究も課題となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

2つ目の質問の道徳の評価についてのご質問にお答えします。

評価の方法や形態はさまざまありますが、学校の目的を持って実施される教育活動には全て評価は必要です。

特に、目標、内容が明記され、その計画、指導のあり方についても示されている教科の指導においては教科の目標がどの程度達成できたかは、児童・生徒だけではなく指導者にとっても把握すべきことであります。

教科の目標達成に向けて授業を通してどの程度達成できているのかを評価し、授業改善につなげたり、子供への次なる指導、支援に生かしたりすることは極めて重要な点だと思います。

道徳の評価については、学習指導要領の中では学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める必要がある。

ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとしております。

他者との比較ではなく、一人一人のよい点、可能性などを把握し、どれだけ成長したかという点を大切に評価を行い指導に生かせるように努める必要があります。

続いて、教師用の道徳の本の不足についてのご質問にお答えします。

指導の充実を図るため、学校からの要望を聞き取り、指導書については、先ほど、道徳の教師用の本ということと考えています。

指導書は種類や冊数を決めております。

道徳は、学級担任の教師が指導に当たるため、学級担任分の指導書を購入し、年度初めに配付しております。

当然、教科書、文部科学省の作成している学習指導要領の解説、道徳編も役立てています。

こうしたことから、教師用の道徳の本の不足はないと考えております。

続いて、自分は大切にされ、自分は認められていると感じ、共生の社会をつくることのできる子供を育てることが教育の任務であると考えがどうかというご質問にお答えします。

教育基本法の第1条に教育の目的が示されております。

それには、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとしております。

また、第2条の教育の目標の中には、人格の完成等に加え、第2項には、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培いとあり、個人として尊重されるとし、3項には、正義と責任、男女の平等と自他との敬愛と協力を重んじるとあり、議員の指摘した内容にも通じる考え方が明記されております。

こうした教育基本法にある目的とか目標を常に念頭に置いて、今後も教育行政を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

4つ目の質問ですけれども、教科書展示会についてのご質問にお答えします。

展示会については、既に町民の方々に期間、展示時間、会場等周知するため、町のホームページに載せております。町内の学校には印刷物を配布し、周知しております。

5つ目の教育現場の労働実態と改善策についてのご質問にお答えします。

教職員の勤務時間は、長時間にわたっており改善が必要であります。

教育委員会としても学校には指針という形で4つの提案をして改善を図ろうとしています。

1点目は、学校における勤務実態の把握、2点目は部活動に関する休養日、活動時間の設定、3点目は夏期休業中における学校閉庁日の設定、4点目は業務の適正化と課題解決を図るための専門スタッフの配置。

以上の4点については小・中学校へも提案し、本年度より実施したいと考えております。

また、学校のほうでは、校長のリーダーシップのもとで学校現場での会議の効率化、事務処理の能率化、校務分掌の見直しなどの業務改善を図っているところであります。

以上、道徳に関するご質問にお答えしました。

以上です。

議員（尾崎 忠義）

再質問いたします。

4項目めの展示会でございますが、これには来年導入されます中学校の道徳教科書には愛国主義的教科書が2種類あります。

それは、日本教科書株式会社と教育出版でございます。

これについて、日本教科書株式会社はヘイトスピーチの本を出している晋遊舎の事実上の子会社であり、社長は武田義輝氏、それが上間淳一氏が代表となっております。

また、教育出版は心かがやき度と称して3段階の自己評価をしております。

この出版会社は、日本会議系でモラロジー研究所、この中心的な研究員であります貝塚茂樹武蔵野大学教授らがつくった出版社でございます。

この2教科書の出版会社は、中学校道徳教科書としてふさわしくないので採択しないように強く要望したいと思います。

そして、次に最後になりましたが、この10月からの生活保護改定引き下げでの町への影響及び問題点についてであります。

安倍政権が5年に1度の生活保護基準改定に当たり、この10月から生活保護で食費など日常生活費に充てる生活扶助を最大5%削減する方針に対し、マスコミも含め、広い懸念、反対の声が上がっており、保護費の削減は安倍政権が2012年末に発足してから一貫して進めてきているものであります。

第2次安倍政権で連続する引き下げでは、2013年生活扶助マイナス980億円、2015年住宅扶助がマイナス250億円、その上に冬季加算としてマイナス40億円、2018年の生活扶助がこの10月から計画としてマイナス210億円の削除でございます。

そこで、削減総額は年にマイナス1,480億円となります。

生活保護制度は最後のセーフティーネットと呼ばれておりますが、国際的に見て日本は社会保障や教育、雇用などの安全機能が弱過ぎるため、生活保護、公的扶助制度の重要性は他国に比べて高くなっております。

生活保護基準は、住民税の賦課基準、最低賃金にも影響するだけでなく、国民健康保険料、保険税や、介護保険料の減免、公営住宅の減免や高額療養費の基準など国の47の制度の利用に影響しております。

例えば、就学援助や生活福祉資金の利用条件は、生活保護基準をもとに、その1.1倍とか1.2倍とかというふうに自治体ごとに決められております。

保護基準が下がれば、当然、就学援助を利用できる世帯が減ります。

制度を利用できるかどうかなど生活保護を利用していない世帯の生活にも大

きな影響を与えます。

つまり、保護基準を引き下げるとは、国民の生活の土台、岩盤を崩すことを意味し、生活保護基準はまさに国民の命のとりでと言えるわけでありませぬ。

現在の生活保護法は、第2次世界大戦の後、世界的な生存権、人間らしく生きる権利、保障制度を確立する運動の流れと民主主義と暮らしを守る国民の要求と運動の中で1950年、昭和25年に制定されました。

生活苦や貧困、病気は個人の責任ではなく、政府の低賃金政策や貧しい健康、医療、福祉政策、労働政策、経済政策などの社会的要因によるものであります。

生活保護法は、こうした社会的原因による生活苦から国の責任で国民の生活を守ることを目的としてつくられ、不十分な面を持ちながらも、生活保護基準は少なくとも国が決めた国民の健康で文化的な最低限度の生活、憲法第25条、生活保護法第1条に必要な基準となっております。

そこで、生活保護基準を引き下げのではなく、引き上げることは各種手当などの支給額を引き上げ、各種制度を利用できる対象者の枠を広げることになり、国民生活全体の水準を引き上げることにつながります。

生活保護を受けている人もいない人も一度自分の世帯の生活保護基準を計算し、生活を見直してみることが必要となっております。

そこで、お尋ねいたします。

- 1、町内での生活保護世帯は何世帯で何人か。
- 2、ここ5年間での年次別の増減はどのぐらいになっているのか。
- 3、町への影響及び対応や問題点はどのようになっているのか。

以上、3点について答弁を求めます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の10月からの生活保護法改定での町への影響と問題点についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町内の生活保護世帯の世帯数と人数ですが、平成30年4月1日現在の世帯数は139世帯、人数は190人でございます。

続いて、2点目のここ5年間の年次別の増減ですが、平成25年4月1日の世帯数は127世帯、人数は179人で毎年130世帯前後で推移し、この5年間で12世帯、11人の増加となっております。

受給率としましては、平成30年4月1日現在の住民基本台帳人口2万3,534人に対して約0.8%となります。

最後に、町への影響及び対応や問題点についてでございますが、生活保護法の改正については参院本会議で可決、成立され、生活保護世帯の子供が大学



などに進学する際に新生活の準備に必要な費用を支給するなど、子供の貧困対策を拡充する内容となっているようです。

また、2018年10月からの生活扶助費の支給額を最大5%まで3年間かけて段階的に引き下げていくなどの見直しも含まれています。

生活扶助費の基準額は生活保護を受けていない低所得世帯の消費支出とバランスをとりながら支給水準が決められており、5年に一度見直しが行われているものですが、この引き下げにより生活保護受給世帯、特に母子世帯の家計に影響を与えるものと推測されます。

本町としましては、生活保護法の基本理念、原則にのっとり中讃保健福祉事務所と連携を図りながら、生活困窮者及び生活保護受給者に対するきめ細かい対応や個別相談を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問させていただきます。

3点目のところでございますが、厚生労働省は生活保護利用者は全国的にわずか23%と報じられておりまして、保護基準以下の所得は705万世帯と言われております。

そこで、定期的に捕捉率、つまり生活保護を利用できる資格のある人のうち、実際に利用している割合、これを調査をし、公表し、捕捉率の向上を町としても求める必要があると思いますが、どう思われますか。

ご答弁を願いたいと思います。

よろしくお願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

生活保護の支給決定並びに支給につきましては、中讃保健福祉事務所、県の管轄となっておりますので、本町の担当といたしましてもそのあたりの内容は知らされておられませんし、現在のところ把握いたしておりません。

また、今後とも中讃保健福祉事務所と連携をとりながら、そのような点を改善ができればと考えております。

よろしくお願いします。

議員（尾崎 忠義）

ありがとうございました。

以上で3点につきまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎忠義議員の一般質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。  
本日の日程は、全て終了いたしました。  
これにて散会をいたします。お疲れさまです。

散会 午後2時27分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成30年6月7日  
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

## 第2回多度津町議会定例会議事日程

平成30年6月7日（木）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

